

平成18年第1回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成18年3月8日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時43分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(31名)

1番	田村明光君	2番	粥川章君
3番	神田壽昭君	4番	岡崎治夫君
5番	柿崎由美子君	6番	池田亨君
8番	谷口隆徳君	9番	川崎毅君
10番	小池浩美君	11番	秋山武四郎君
12番	山居忠彰君	13番	坂本勝己君
14番	小貫勝太郎君	15番	富長俊麿君
16番	山田道行君	17番	熊田庄一君
18番	安藤康夫君	19番	寺下亘君
20番	遠山昭二君	21番	岡田久俊君
22番	齋藤敏一君	23番	長南尚君
24番	阿部豊吉君	25番	近藤礼次郎君
26番	菅原清一郎君	27番	穴井芳明君
28番	斉藤昇君	29番	田宮正秋君
30番	中村稔君	副議長 31番	牧野勇司君
議長 32番	西尾寿之君		

欠席議員(1名)

7番 早川龍男君

出席説明員

市長 田苅子進君 助役 相山愼二君

助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 会長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登 志 男 君	保 健 福 祉 部 長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐 々 木 幸 二 君	建 設 水 道 部 長	遠 藤 恵 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙 課 会長	石 川 誠 君
財 政 課 長	三 好 信 之 君		

市立土別総合
病院事務局 会長 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 会 長	佐 々 木 正 雄 君	教 育 委 員 会 長	朝 日 保 君
-------------	-------------	-------------	---------

教 育 委 員 会 長	佐 々 木 文 和 君		
-------------	-------------	--	--

農 業 委 員 会 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長	石 川 通 広 君
-------------	-----------	-------------	-----------

監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 会 長	横 山 日 出 夫 君
---------	-----------	-------------	-------------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	辻 本 幸 慈 君	議 会 事 務 局 事 務 局 長	岡 田 成 治 君
議 会 事 務 局 長	藤 田 功 君	議 会 事 務 局 幹 事 局 長	近 藤 康 弘 君
議 会 事 務 局 主 査	浅 利 知 充 君	議 会 事 務 局 幹 事 局 主 査	岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

副議長(牧野勇司君) ただいまの出席議員は28名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(牧野勇司君) ここで、諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。7番 早川龍男議員から欠席、25番 近藤礼次郎議員、26番 菅原清一郎議員、32番 西尾寿之議長からそれぞれ遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(牧野勇司君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

19番 寺下 亘議員。

19番(寺下 亘君)(登壇) 2006年第1回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

初めに、障害者自立支援法についてです。

私は、昨年6月、第2回定例会において質問させていただきました。このときの市長答弁では、法案について危惧される点を指摘され、応能負担が応益負担に変わり、上限はあるものの、原則1割負担となる。もし、この制度が導入されますと、負担増でサービスが受けられなくなるおそれがあるなど課題もありますので、国においては、障害者の雇用を十分反映され、それを法案に生かし、障害者が納得のできる法律となるよう願っているとお答えをいただきました。更に、土別における身体、知的、精神の3障害の実態と、負担増の大変さを述べられております。

全国の障害者団体は、障害者の生存権をかけた戦いとして、全国的に廃案を求めた運動が展開されました。御承知のように、昨年秋、国会の解散、総選挙が行われ、法案は廃案になりましたが、特別国会には、ほとんど修正もなくそのまま再提案されました。衆議院で当選した北海道選出の議員20名のうち、障害者自立支援法に賛成の態度を表明して当選した議員は、わずか2名にすぎません。

道民の多くの方々は、この法律の改正を望んでいないと思います。障害者福祉を大きく変えるこの自立支援法は、昨年10月31日、国会において、共産、民主、社民の各党の反対、自民、公明の賛成で成立し、4月より順次施行されます。

政府は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を促進するとして、この法律を提案しました。しかし、実際は、障害者とその家族に大幅な負担をし、障害者が、障害が重く、制度利用の多い人ほど負担が大きくなるというこの応益負担の導入は、自立支援どころか、自立を妨げ、障

害者の生きる権利を奪うという、戦後最悪の法律と言われております。

その特徴は、1つ、利用者負担を応能負担から応益負担にする。2つ目に、障害種別の利用枠の制限緩和、いわゆる3障害の一元化であります。3つ目に、通所施設などの施設主体の規制緩和。4つ目に、施策の提供主体を市町村単位にする。5つ目に、利用できる事業、寄附金額や利用料を決める障害程度区分6段階の導入。6つ目に、障害者福祉事業の再編。7つ目に、利用計画を作成する相談支援事業者制度。ケアマネジメントの導入となっておりますが、この法律の最も大きなねらいは、財源を支え合うというたい文句のもとに、国庫負担を減らすことにあることは明らかであります。

そこで、土別市議会の動きについても述べておきたいと思っております。

朝日町との合併後の第1回定例会に、土別身体障害者福祉協会から、障害者自立支援法の撤回を求める意見書が提出され、議会運営委員会で審議されました。この委員会で、6会派中3会派の反対で否決され、土別の障害者の願いは国に届けることすらできませんでした。

3会派の反対の理由として、障害者の一元化がやっとできたのに、その撤回を求める意見書には賛成できないという理由だけでした。身体、知的、精神の3障害の一元化は、障害者団体の長年の要望でありました。今回、3障害の一元化と一緒に出されている法案は、自立支援どころか、障害者を一層苦しめるものであります。これに賛成することは、国の障害者いじめに手を貸すこととなります。私は非常に残念に思います。

さて、障害者の生活を支える福祉サービスや事業は、これまでの支援費制度では、施設支援事業と居宅介護事業の2体系でしたが、自立支援法では、介護給付事業、訓練等給付事業、地域生活支援事業の3体系に再編されました。

地域生活支援事業では、市町村が実施主体となる事業が大きく広がり、地方自治の観点からも、地方の自主性が求められる事業と言われております。具体的には、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付事業、地域生活支援センター事業が必須事業となり、新設事業も含めて、多面的な事業が展開することができるようになっております。今後本市で計画される事業があれば、お知らせをいただきたいと思っております。

さきに述べた地域活動支援センター事業に、朝日小規模作業所の移行が必要と思っておりますが、考え方、計画をお示しください。また、法人組織として、ぬくもり会やかたくり作業所の運営には変化はないものか、これもお示しいただきたいと思っております。

次に、利用料についてです。

4月から利用料が応能負担から応益負担になり、原則1割負担になります。支援費制度では、応能負担であったため、費用を払っていたのは、ホームヘルプサービスの場合、利用者の5%程度で、残りの95%の人は無料でありました。それが、障害者自立支援法では、生活保護世帯以外の人はずべて1割負担となり、1万5,000円から4万円以上もの負担増になると計算されております。

障害が重く、多くのサービスが必要な人ほど負担が重くなり、お金がなければ支援が受けら

れないということになります。これでは、障害者自立支援法の目的、第1条、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援を行うという法の精神からも逸脱するものと考えますが、いかがでしょうか。

この障害者自立支援法の制定に向けて、全国の障害者やそれを支える方々の運動によって、利用者負担の軽減措置が講じられています。利用者負担の軽減措置はどのようなものがあるのか。4月1日実施、10月1日実施のものもありますが、障害者に周知徹底の仕方についてお知らせをください。

介護給付については、厚生労働省で検討中であり不明でありましたが、4月より実施という目の前にして、3月1日にその内容が明らかにされております。厚生労働省は、障害者自立支援法に伴う障害福祉サービス事業者への新たな報酬単価、全体水準を1.3%引き下げる、新たに就労支援での成功報酬の導入、利用者は、これまでの負担能力に応じた負担から、報酬単価の1割を負担するとして、さきに述べた応能負担から応益負担により、障害者にとって厳しい負担増となります。

10月からは、身体、知的、精神の3障害が共通の新たなサービスを受けることとなります。重度の障害を持つ親から、居宅での身体介護をするヘルパーさんがいないとの悩みも聞かれます。実態はどのようになっているのかについてもお伺いをいたします。

更に、自立支援法では、サービスを利用する手続きが大きく変わります。介護保険の要介護認定と同じものが障害者施策にも制度化されます。障害者の認定調査は、市職員または相談支援事業者が、市の委託を受けて訪問、実施することになっています。認定調査は、身体、知的、精神の3障害について、共通の調査項目106項目に上り、このうち79項目は介護保険の認定調査項目と共通のもので、27項目が障害者独自の項目となっています。身体、知的、精神障害について、それぞれ違う障害であり、障害の程度や個人差もあると思いますが、認定調査が正しく反映されるのか、人の命にかかわることでもあり、重要と思います。審査体制についてお知らせください。

今までの支援費制度から、新しい障害者自立支援法は、障害者の負担は増大したが、市の負担は減っていると思います。帯広市では、利用者負担増は総額1,000万円になる一方、市の負担は同額が減り、減った市の負担額は低所得者に回すべきだとの要求に対して、1つ、国の軽減対象者に非課税世帯まで拡大する、2つに、サービス利用料の半減を予算化しました。これにより、利用者の7割が軽減対象者になっています。士別市では、負担額減は幾らくらいになり、帯広のように軽減措置の考えがあるのかお答えをいただきたいと思います。

4月1日からの実施です。利用者の減免は3月の早いうちに申請する必要があります。制度の周知がおくれて、障害者が損をすることのないようお願いすると同時に、市長の市政執行方針にあるように、今年度中に策定される障害福祉計画が実効性のある計画になるよう期待をし、障害者が生活に心配なく暮らせるまちづくりを進めてくださるようお願いをいたします。

次に、国民保護法についてお伺いをいたします。

市長の市政執行方針では、国及び道が策定した国民保護計画に基づき、市町村国民保護計画を策定いたします。この計画の策定に当たっては、国民保護法の規定に基づく審議機関として、市町村国民保護協議会を設置いたしますと述べられています。

お聞きいたしますと、唯一議会で論議される条例案は、6月議会に提出される予定だそうです。この条例が議会で可決されれば、あとは自動的に国民保護協議会のもとに、行政から自治会に至るまで、国民保護という名の戦時体制がつくられることになると思います。

私は、2003年第2回定例会において、有事法関連3法の持つ危険な動きについて質問させていただきました。有事3法の中で、国民保護法だけが先送りされていた中で、市長答弁で危惧されていたことが、国民保護法が制定されて、それが現実のものになりつつあると思います。国民保護法については、3回にわたり質問させていただき、問題点は明らかになったと思いますので、ここでは繰り返しをいたしません。

私は、最近、1冊の小冊子を読む機会がありました。戦後60年を過ぎ、初めて戦争の悲惨さを語った東川町在住の医師、京極 宏さん81歳の方の冊子です。東川町での中国人強制労働についての実態であります。2005年11月8日付の北海道新聞にも掲載されています。医師として、強制労働させられた中国人の生活の実態、話をしてもだれも信用してくれない。今までテレビや新聞社、雑誌社からいろいろ頼まれたが、興味本位では話をしたくないと言って、話をしませんでした。

しかし、新日本婦人の会の目的、核戦争の危険から、女性と子供の命を守りますなどの目的に賛同し、お話をしますとして、東川の新婦人の人たちに語ったことは、戦争というものがいかに残酷なものか、改めて戦争の恐ろしさとともに、再び過ちを繰り返してはならないという思いを強くいたしました。

東川町での遊水池をつくるために連行された中国人は338人。そのうち88名の方が命を落としています。医師として、その治療に当たった実態と過酷な労働実態を語ると同時に、京極先生の、どのような大義でもよい戦争はないが、悪い平和もないというお言葉は、私は胸に深く刻み込みました。

私ごとですが、私は、美深町字小車というところで生を受けました。戦時中、ここに水銀の鉱山があり、中国人600人が連行され、強制労働が行われました。昭和19年11月から終戦までのわずかな期間に47名の方が亡くなっています。昭和25年8月15日に、当時小学校の校長と私たち児童により、無名華人の墓に墓標を立てました。白骨の山になっていたのを1カ所に集め、みんなで担いで立てた墓標には、「大陸の霊煙立つ青葉山」と校長が書いた一句は、今も忘れることができません。私が小学校5年生のときのことです。これが今の私の平和運動の原点になっています。

戦後60年を経て、今年日本国憲法が公布されて60年の記念すべき年です。戦争を体験した方も少なくなっている中で、憲法改正の動きは見過ごすことはできません。憲法9条を守る九条の会も、全国で4,200余の組織、北海道でも200以上の組織となったと報道されています。土

別においても、この2月1日には、全国九条の会の事務局長小森陽一氏を迎えた講演会には204名の方が参加し、憲法に対する関心も高くなっています。

憲法9条は、日本国内だけでなく、東アジアの平和の秩序をつくる上でその指針として、また国連関係者からも高い評価が寄せられている状況にあります。私たち日本国民も、戦後60年、戦争によって他国の人を殺したり、殺されたりすることがないのも、平和憲法のおかげと言って決して過言ではありません。今こそ国民保護法の危険な中身を市民に徹底して広め、市政執行方針にあるように、さきの戦争の記憶を風化させることのないよう、非核平和都市宣言にふさわしい恒久平和への啓発、普及に一層努めてまいりますという市長の平和への誓いを強く市政に生かしてくださることを重ねて要望し、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 寺下議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、私から、市政執行方針に関する質問のうち、市町村国民保護計画の策定にかかわる御答弁を申し上げます。障害者自立支援法につきましては、保健福祉部長の方から御答弁を申し上げます。

本市の国民保護計画の策定についてであります。平成15年6月に、武力攻撃事態等における我が国の平和と、独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、すなわち事態対処法が制定されまして、平成16年6月には、事態対処法と相まって、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が制定されたところであります。

そして、これを受けて、平成17年3月には、国民の保護に関する基本指針が公表され、同年3月31日には、消防庁から都道府県国民保護モデル計画が示されました。北海道におきましては、このモデル計画に基づいて、本年1月20日に、北海道国民保護計画が策定され、公表いたしております。

また、本年2月10日には、市町村国民保護計画の作成のためのモデル計画が示されたことから、本市の国民保護計画につきましては、この北海道の計画とモデル計画に基づき、関係団体などとの協議あるいは道との事前協議を行って、18年度中の作成に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

国民保護計画につきましては、国は国民の安全を確保するために、その組織及び機能の全力を挙げて対処をし、都道府県及び市町村は、国からの指示などを受けて所要の措置を講ずることとされていることから、国、都道府県、市町村が一体となって対策を講じるために作成するものでございます。

したがって、決して戦時体制をつくるためのものではなく、万が一の事態が発生した場合には、国民の生命と財産を守ることを目的に、これを作成されるものというふうになってございます。

国においては、武力攻撃事態等に至ることのないように、最大限の努力を払っていただくことを願うことはもちろんであります。万が一不測の事態が生じた場合を想定し、国、都道府

県、市町村が一体となって、あらかじめ市民の生命、財産を守るための対策を講じることは、これは重要なことと考えてはおります。また、こうした対策を実施するに当たっては、地方自治体の果たすべき役割は極めて大きいものがありますので、今後万全を期して計画の策定に当たってまいりたいと存じます。

議員のご質問にありました条例につきましては、計画の作成に当たって、市町村国民保護協議会を設置をし、この協議会に諮問し、答申をいただかなければならないことから、6月の第2回定例会に、協議会設置に関する条例を提案をさせていただき、あわせて、国の指定によって設置されます国民保護対策本部に関する条例を提案する予定でございます。

また、ご質問の中で、寺下議員が読まれた小冊子の内容や、議員御自身の体験を通して、戦争の悲惨さや平和の尊さについてお話がございました。私ももちろん戦争の残酷さ、また平和の尊さが大切でありますことは十分承知をしておりますし、世界の平和を願う者の1人でもあります。

そうしたことから、本市では、これまで毎年、懸垂幕の掲示や、戦没者及び原爆死没者の慰霊並びに平和祈念の黙禱、あるいは戦後や非核都市宣言の節目の年には、写真パネル展や講演会の開催、朗読劇を実施するなど、平和に関する事業に取り組んでもまいっております。

その中で、去年は戦後60年を迎えましたことから、8月には、市内小・中学校における平和を願う千羽鶴の作成や、広島平和記念資料館などのポスター、パネル、生活用品等の展示、ビデオ上映会や戦中戦後の食べ物の試食会、更には、市民団体の協力を得ながら、親子で被爆体験記、原爆詩を朗読する集いを実施もしたところであります。

また、憲法にも触れられておりましたが、我が国の平和と安定に憲法が果たした役割は、大変大きなものと考えております。憲法改正につきましては、複雑な問題を含み、さまざまな論議がありますが、国民の意思と大きくかけ離れることのないような、十分これに時間をかけて論議をし、慎重の上にも慎重を期していただきたいと思っております。

世界では、いまだにテロが頻発し、紛争、核の不安などが存在しておりますが、こうした状況を見るときに、平和を願わずにはいられません。本市におきましては、不測の事態に備えながら、これまでと同様に平和事業に継続的に取り組み、恒久平和への啓発や普及に努めながら、地域の発展に力を尽くすものとともに、市民の方々が安心して、平和で幸せな生活が送れるような、引き続きこうした市政執行に当たってまいり所存であります。

以上を申し上げます、私の答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私からは、障害者自立支援法についてお答えをいたします。

この法律は、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものにするために、障害福祉サービスの一元化、施設事業体系の再編、利用者負担の見直し、地域生活支援事業の創設など、新たな障害、保健福祉体系を構築することを目的として、平成17年10月、特

別国会において可決、成立し、平成18年4月1日から施行されるものであります。

その主な内容としましては、1つ目として、サービス提供主体を市町村に一元化し、身体障害、知的障害、精神障害にかかわらず、共通のサービスを提供すること。

2つ目として、障害種別ごとの施設、事業体系を6つに再編し、地域の社会資源を活用し、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、施設基準や運営基準などについて規制を緩和すること。

3つ目として、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、雇用施策と連携しつつ、福祉側から支援し、就労移行支援事業など、一般就労への移行を支援するための新たな事業を創設すること。

4つ目として、支援の必要度に関する客観的な尺度を導入し、審査会の意見聴取など、支給決定の過程などを透明化すること。

5つ目として、障害者みずから食費等の実費負担や利用したサービスの量など、所得に応じた公平な負担を求めること。また、サービスの費用については、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める内容となっております。

寺下議員のお話のとおり、障害者自立支援法では、新しいサービスの仕組みとして、障害程度が一定以上の人に、生活上または療育上の必要な介護を行う介護給付、また身体的、社会的なりハビリや、就労につながる支援を行う訓練等給付及び市町村が障害のある方々を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行う地域生活支援事業などに再編されることになっております。

まず、地域生活支援事業についてのお尋ねであります。現在、聴覚障害者と健聴者との意思疎通のために、手話講習会を毎年実施するとともに、手話通訳者を派遣して、社会参加の促進を図っておりますし、日常生活用具の給付事業や、障害者に対してのガイドヘルパー派遣の実施及び昨年4月から精神障害者本人を初め、家族などに対して日常生活に関する悩みや不安など、地域で生活をしていくための相談や指導の窓口として、名寄市にあります道北センター福祉会に委託し、相談支援事業を実施しておりますが、今後の計画につきましては、障害者の要望などを十分に拝聴し、事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、小規模作業所についてであります。本市においては、朝日地区に朝日小規模作業所1カ所、土別市内に、ぬくもり、かたくり小規模通所授産施設の2カ所が運営されております。

朝日地区の作業所につきましては、一部道の地域共同作業所運営補助金を受けながら運営をしているところでありますが、10月から新たに創設されます地域活動支援センターへの移行が可能なことから、地域活動支援センター等事業費補助金を活用し、運営していくよう検討いたしております。

また、土別市内の2カ所の小規模通所授産施設については、自立訓練、就労移行訓練、就労継続訓練などの新体系へ移行しなければならないこととなっておりますが、おおむね5年間の経過措置がありますので、作業所と移行時期などの協議をした結果、施設利用者などの状況を

考えますと、当面は現行のまま存続し、今後法人とも十分に協議をしながら、新体制の移行に向けて取り組んでまいります。

次に、福祉サービスの利用料についてであります。多くのサービスを受ければ、それだけ負担が多くなることは、法の精神から逸脱しているのではとありますが、障害者自立支援法の概要については、前段申し上げましたとおりでありまして、障害別でありました福祉サービスが一本化される一方で、サービスの利用料と所得に応じた負担をしていただき、みんなでお支え合うという制度であり、利用料について低所得者に配慮するため、定率1割の自己負担において、所得に応じた軽減措置が講じられているところでありますので、この点は配慮されているものと考えております。

次に、利用者負担の軽減措置についてであります。利用者負担に係る減免措置として、低所得者世帯の負担が増え過ぎないように、月額上限を設定するとともに、入所施設、グループホーム利用者に対し、預貯金などが350万円以下の場合で、収入が6万6,000円までなら負担は無料となり、また収入が6万6,000円を超えても、超えた収入の半分を上限額として、更に6万6,000円を超えた収入が、年金や工賃などの収入であれば、超えた分の15%を上限額とする個別減免、また通所サービス、児童入所施設、ホームヘルプサービスの利用者に対しては、預貯金などが350万円以下の場合で、市民税非課税世帯の場合は、負担上限額を半額とする社会福祉法人に対する減免制度がございます。そのほか、食費、光熱水費なども自己負担となりますが、それぞれの福祉サービス体系に応じて、低所得者に対し、減額措置が講じられております。

そこで、障害者に対する周知の方法であります。現在、医療扶助及び支援費サービスを利用されている方々には、障害者自立支援法に基づく申請が必要でありますことから、今年に入りまして、制度に関するパンフレットを送付し、申請の手続を開始しているところであります。また、市民への周知につきましては、3月1日付広報紙に制度の概要を掲載し、周知を図ったところであります。

次に、利用料の1割負担に伴う負担増、報酬単価の全体水準の引き下げによるサービスの低下及び就労支援での成功報酬の導入についてであります。まず利用料につきましては、障害程度区分を6区分に分類し、障害程度に応じた基準額がそれぞれ決定され、定率負担として、基準額の原則1割を負担することとなります。

更に、報酬単価の引き下げによって、事業所として運営していく上で、厳しい状況になるのではないかと懸念されておりますものの、一方では、新体系への移行を行うことにより、複数のサービス提供が可能となり、運営費の確保がなされることに伴い、利用者についても1つの施設で複数のサービスが受けられることとなっております。

次に、身体介護を行うヘルパーの実態についてであります。身体介護を行うヘルパーは、1級、2級の有資格者となっており、社会福祉協議会には、現在17名のヘルパーが身体介護に当たっておりますので、軽度、重度の障害にかかわらず、ヘルパー派遣の相談、申請をしていただければ、利用は可能と考えております。

次に、認定調査と審査体制についてであります。認定調査については、市町村または委託した指定相談支援事業所などの認定調査員が、本人及び家族の状況、現在のサービス利用や日中の活動の状況、介護者の状況、居住環境などを勘案し、介護保険の要介護認定調査79項目と、障害者独自の調査27項目、合わせて106項目にわたり、心身の状態について調査し、そのほか介護給付においては、特記事項についても調査することにより、障害者についての実態が把握されるものと考えております。

次に、審査委員体制についてであります。審査委員につきましては、障害者の保健または福祉に関する学識経験者から市町村長が任命し、各自治体において設置することとされておりましたが、委員の構成としましては、医師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、心理判定委員などの方を予定しております。

各自治体では、人材の確保などが困難との理由から、単独での設置が難しく、その場合は複数市町村での広域的な共同設置も認められており、現在、上川北部地域で共同設置をしようかとの情報交換を行っている段階であります。9月までに設置する必要がありますので、今後も積極的に協議を進めてまいりたいと考えております。なお、審査会の人数につきましては、5名程度とされておりますが、設置の状況により決定することとしております。

次に、本市では、支援費制度から自立支援制度に移行されることに伴い、負担減は幾らぐらいになるか、また市独自の軽減措置の考えがあるかとお尋ねでございますが、3月1日に国から報酬単価が示されたところでありますが、利用者それぞれの利用料によって市の負担が発生することから、サービス利用に伴う申請を提出していただき、程度区分が確定した後に、報酬単価が決定されますので、現時点で本市の負担額を積算することは大変難しいことを御理解いただきたいと思います。

また、独自の軽減措置についてであります。東京都や横浜市、道内では帯広市などの一部自治体では、低所得者に対して独自の利用料軽減策を講じているところでもありますが、本市におきましては、近隣都市の状況並びに現下の厳しい財政状況を勘案いたしまして、国の基準に基づき実施してまいりたいと考えております。

次に、制度の周知がおくれ、障害者が損をすることのないようにとのことでありますが、現在サービスを受けるための支給申請書の提出をしていただいておりますが、この様式は、支給申請書と兼ねて、利用者負担額の減額、免除申請書となっており、申請書提出の時点で減免の申請があったこととなりますので、両者の不利益にはならないものと考えております。

更に、障害福祉計画の策定についてであります。平成18年度中に策定が義務づけられており、今後内容の検討を行い、各自治体において、福祉サービスの数値目標などを盛り込むこととされておりますので、国から示されます数値目標などの基本指針を参考にいたしまして、各障害者の意見を十分に考慮しながら、本市になじめる障害福祉計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げます。御答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 28番 斉藤 昇議員。

28番（斉藤 昇君）（登壇） 2006年第1回定例会に当たり、質問通告に従って一般質問を行いたいと思います。

質問の第1は、市政執行方針についてであります。

国が押し進めてきた三位一体の改革は、2006年度で一つの区切りとなりますけれども、三位一体の改革は、国庫補助負担金の削減と税源移譲、そして地方交付税の大幅削減のこの2つが、同じ時期に無関係に進められてきたというのが実態であります。

この間、三位一体改革の名でさまざまな国民生活を脅かす政策が次々と打ってまいりました。本当に今の小泉政治は、国民の目線に立った政治を行っているんだろうか。私も長いこと議会に出ているけれども、こんなに国民の意見を聞かない内閣はない。そして、貧富の差の拡大でありますとか、富める者と貧しき者、差があって当然だといって政治が押し進められてくる、非常に残念で仕方がない。だからこそ、国民こそ主人公の政治をつくる上でも、草の根からも大きな声を上げて、政治を変えていく運動、これを私どもは粘り強くやらなければならないと心しているところでもございます。

三位一体の改革が地方分権、地方の自由度を高める。これは名ばかりで、国の責任の後退と、地方財源の大幅削減であることが明らかになり、全国の知事でありますとか、実際の首長の中からも、三位一体改革への批判が大きく広がり始めているのを皆さんも御承知のとおりだと思うのであります。田苅子市長は、この三位一体の改革が、私たちの土別市政と市民の生活に与えた影響をどう評価しているのか、この際見解を求めたいと思います。

また、北海道の政治の上ではどうでしょう。もう財政再建団体転落寸前になる、こう言いながら、北海道の今年度の予算、これを見ましても、特に市町村に対する道の政策補助金、これが随分と削減されて、45の事業に上っているのであります。これら北海道の政策補助金の削減が市町村にどんな影響を与えるのか、私たちの土別市には、何項目にわたって、幾らぐらいの削減につながってくるのか、この際明らかにしていただきたいと思うんです。

そして、市民の皆さん方にかかわる補助金の削減、これをやられたときに、市は道のその政策に従って、道の補助金が、例えば2分の1から3分の1に減ったんだと。だから、市の上では上積みもできないから、道の削減どおり、市も右倣えをして削減をしていくんだ、こういう立場を18年度の中でおとりになるのかどうか。北海道はそうするけれども、貴重な補助金であり、市民の活動や生活にかかわる分野だから、これは北海道の補助金削減に右倣えすることなく、土別は土別として、独自のこれまでどおりの政策を打っていく、そうはっきりとお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三位一体の改革が一区切りをつけられたけれども、小泉内閣は引き続き地方財政の改革を進める方針であり、現在の国会を行革国会と非常に重要視して位置づけています。最重要法案は、これから近いうちに出されるであろう行政改革推進法案であります。この重要法案方針では、5年間で国家公務員を5%、地方公務員を4.6%以上削減、給与引き下げの制度の見直し、規

制改革等、官業の民間開放の推進、これらを具体的に定めているのであります。

その推進体制を決めている具体策の一つ、その一つに、市場化テスト法案がございます。これはもう、国会に提出されているところであります。その目的には、国の行政機関等、または地方公共団体等がみずから実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる。その観点からこれを見直し、官と民競争入札または民間競争入札に付すという手法の導入、制度化するものであります。

地方自治体関係では、第1次の対象として、戸籍謄本、納税証明書、外国人登録原票の写し、住民票、戸籍付票、印鑑登録証明書、請求受付と引き渡しの業務が明記されています。国民、住民にとって最も重要な個人情報、プライバシーに属するこれらのものが、民間業者の目に触れ、手に触れることになるのであります。自治体への市場化テストが、よりによって、住民の高度な個人情報扱い業務から導入されることに対して、市長はどう認識され、どう対処しようとしていかれるのか、この際考え方を求めたいと思うのであります。

次に、財源確保に関連して、さまざまな地方債にかわる名前のついた借金と申しますか、地方に対する財源措置がございます。地方再生事業債、財政健全化債、臨時財政対策債、これらの中身と、本市における活用状況について明らかにしていただきたいと思えます。財源といっても借金でありますから、後年度公債比率の大きな上昇を招かない配慮もされていると思えますけれども、これらをよく考えながら、起債制限比率を超えない、そういう財政運営を強く求めておきたいと思えます。

次に、合併特例振興基金の使い道、そしてそのほかの基金の見通しについて、この際考え方を伺っておきたいと思えます。

基金として積んでおいても、この低金利の時代の中では、運用益はほとんど上がってこない、微々たるものでございます。私は、これらの基金を、例えば一時借入金、いろいろな事業をやったりする場合、市の財源が要る場合には、一時借入金というのが借りることがあります。これは、金利は安いけれども、借入金利は高い、銀行の。だから、これらある基金を、銀行の金利よりも安く市が借りて、一時借入金のかわりに運用する。いわゆる繰りかえの運用、これをぜひ実施すべきだと。

そうすれば、その基金から借り入れた銀行よりも利息は安いけれども、基金の利息としていけば運用できる。そうすべきだと以前にも申し上げてまいりましたが、以前にも申し上げてまいりましたが、この際、これらの合併特例振興基金でありますとか、その他の基金についても、ぜひ検討してみる必要があるのではないかと。基金振りかえ運用ができないとするなら、それらの理由についてもお示しいただきたいと思うのであります。

次に、定率減税の廃止でございますけれども、今年半分、そして来年度は、全額定率減税の廃止であります。大企業に対する減税、それはそのまま残す。これらだけをとってみても、圧倒的多くの働く人々に対する定率減税は廃止し、大企業に対する同じ時期に減税をした、それはそのまま残す。そういう大企業でありますとか、そういう方向を向いた小泉政治の姿が、こ

の点からもはっきり見てとれると思うのであります。この定率減税の廃止について、市民への影響と、市の方は税収増になると思いますが、市の税収増はどの程度なのかもお示しいただきたいと思えます。

次に、一定いろいろな予算の発表のときにもお述べになっておりますけれども、この際、この場でも、18年度予算における新規事業でありますとか、あるいは先送りした事業、そして、今までの継続事業の中でも増額された事業、縮減された事業、これらについてもこの際明らかにしていただきたいと思うんです。

更に、各種団体に対する補助金の増額でありますとか削減についても明らかにしていただきたい。特に、補助金の問題で資料を見させていただきますと、朝日町の補助金、各種団体に対する補助金が非常に多いように見えるけれども、これらは関係者との話し合いや、あるいは理解を求めるために、どんな話し合いがなされたのか、これらについてもお聞かせをいただきたいと思うんです。

私どもは、合併になっても、旧土別と旧朝日、これらが均衡のとれる発展、これらを求めて合併協議会の中でも積極的な発言も続けてまいりました。特に、朝日の中では、非常に農業予算でありますとか補助金の面、あるいは住宅の建てるときに一定のお金を150万ですか、出す問題でありますとか、リフォームに対するいろいろなお金を出す面、そういう点では、土別よりもすぐれていたところも持っていた。だから私は、ソフトランディングをしていくと同時に、いい施策はやはり朝日のために残すべきだというふうに言い続けてもきたところでもございます。

一方、国民健康保険でありますとか、あるいは高齢者のバスでありますとか、土別の方が進んでいるそういう施策もございます。そういったものは、朝日にも適用して、土別のを下げることなく、朝日もそれに引き上げて、住民のためにいい土別の市政をつくり上げていく、市長がいつもおっしゃっている、合併してよかったと言える土別の市政をつくり上げていくのが、田辺市市長の最大の任務だと、こうまでおっしゃられるわけだから、その点に心した予算も組んでいただけたと思うんだけど、この各種団体に対する補助金の面では、朝日の方が随分と削減をされたというふうに感じているのだけれども、その中身と考え方についても、この際承っておきたいと思うのであります。

質問の第2は、郵便集配局の削減についてであります。

日本郵政公社は、全国に4,700ある集配局の統廃合計画をしています。道内446の集配局について、2007年10月の民営化前に141局、民営化後に91局を外務事務の廃止対象とする。更に、段階的に道内59の統轄センターに統合を目指す計画案が報道されたのであります。廃止対象の232局は、道内集配局の52%に当たるものであり、その中には、土別市の多寄郵便局、上土別郵便局、温根別郵便局もその対象局とされているのであります。

郵政民営化の法案や、あるいは選挙のときにも、郵政民営化のこの審議の中では、小泉首相は、万が一にも国民の利便に支障が生じないようにしていきたいと答弁しておりますし、郵便

局ネットワークの維持という国会決議、これらにも違反する今度の進め方ではないでしょうか。外務職員の減少で、過疎化に大きな拍車をかけて、郵便局も壊す、そういうことにつながっていくのではないのでしょうか。

郵便局の集配局の外務職員の地域の連帯事業というのがございますけれども、これ多くの市町村で行われているのであります。その1つ、2つの例では、徘徊老人の保護や事故防止等を目的にしている、例えば206市町村がこれを実施している。災害時に応急対策、これらの実施、208市町村。高齢者世帯への声かけ等々、いろいろなサービスが工夫されているのであります。この土別ではどんな工夫がなされているのでしょうか。

集配局が集約されれば、住民の利用者にとって配達のおくれなど、サービスの低下を招いてくるでしょう。また職員は、広域を走り、時間外が多くなったり、あるいは労働強化につながることもなるでしょう。これら連帯事業も大きく後退することになると思うのであります。

この集配局がなくなるという報道の中で、これをなくなるという自治体の中では、市町村長、市ではありませんけれども、特に町村、これら首長を先頭にして、反対運動がその町ぐるみで起こっているのであります。

私は、土別の3つの地域、これらが対象になっている、それは将来的には、朝日もその対象になってくるでしょう。そういうことではなく、本当に地域の過疎化を防ぎ、住んでいる住民の利便のためにも、集配局の廃止の反対のその先頭に立って、市長は運動を続けるべきではないか、こう思うんだけど、市長の決意を伺っておきたいと思うのであります。

質問の最後は、国保税の軽減についてであります。

1つは、17年度の決算見込み、国保の運営協議会の資料を見ても、非常に決算の見込みが厳しい状況がある。特に、春先にでも風邪が流行する、インフルエンザなんか起きると、非常に一遍に国保の財政にも食い込んでくる、こうも言われておりますけれども、17年度の決算見込みを明らかにしていただきたい。

また、この18年度の予算案が今提起されておりますけれども、国保の税率、これは旧朝日と旧土別では税率の違いがございますけれども、この18年度の予算では、どの税率を使って予算をお組みになったのか、これも明らかにしていただきたいと思うんです。

これまで旧土別市は、平成12年度より2割、5割、7割の軽減措置に対して、0.5ポイントの上乗せの実施をまいりました。これが12年度から2割、2.5、5.5、7.5、これらの軽減措置に対してどの程度の対象があり、どの程度の世帯が利用されたのか、この際中身を明らかにしていただきたいと思うんです。

国保に加入している市民の方々の所得だけれども、非常に低い。そして、生活保護基準以下の世帯であっても、あるいは収入のない世帯であっても、国保の税金は世帯割りあるいは均等割、これはもうお金がかかるわけです。だから、こういう軽減措置を続けていくことと、更にはまた、勤労者世帯でもあり、あるいは年金世帯の中でも非常に所得が低いと思うんだけど、国保の被保険者の所得階層別にはどうなっているのかも、この際明らかにしていただきたい

いと思うのでございます。

また、ここ四、五年を見ても、土別市内の建設業の倒産、あるいは店屋の店じまい、こんなこともあって、滞納世帯も増えていると思うんだけど、こういう会社の倒産などによって中堅層、こういうところでも滞納が増えている状況だと思うんだけど、これら滞納の状態、そして収入状況についてもどう分析されているのか、この際明らかにしていただきたいと思うのであります。

今、この国の予算の中でも、高齢者に対する医療費のさまざまな引き上げの問題、あるいは庶民にとっても、発泡酒の値上げ、あるいはたばこの値上げ、社会保険の保険料の値上げ、こういうものが大きく襲いかかってきています。年金は上がらない、むしろ年金も下げるという事態であります。

この冬は、灯油の高騰によって、早く寝る、あるいは厚着をして過ごしているんだと、そういう高齢者の声も聞こえてまいります。こういうときだからこそ、私は国保税の0.5ポイントの軽減をこれからもぜひ継続していく、そのために、大きな力を払っていただきたい。ぜひ実現をさせていくべきだと、そのことを強く申し上げ、田苅子市長の答弁を求めて、一般質問を終わるものであります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 斉藤 昇議員の御質問にお答えを申し上げます。

市政執行方針に関する質問のうち、三位一体の改革に関連する基本的な事項及び国保税の軽減につきましては、私から御答弁を申し上げますが、その他の予算関連の具体的な項目につきましては総務部長から、また郵便集配所の削減につきましては本庁助役の方からそれぞれ御答弁を申し上げることにいたします。

三位一体改革に関連して、私から基本的な考え方について申し上げさせていただきますが、第1期改革期間では、全国ベースで4兆6,700億円の補助金改革がなされまして、3兆円の税源移譲とされたところであります。このことは、我々地方自治体の要望を、ある程度はこれを聞き入れてくれたものと考えているところであります。

しかし、その中身は、保育所運営費や児童手当、公営住宅家賃対策補助金などの削減であり、いまだに国の関与が大きく残り、我々地方自治体の自由度を高めるための改革とはならなかったことや、結果としては、地方交付税の削減につながったことによって、税収の少ない小規模自治体ほど大きな痛みを味わったとの感は否めないものであると、私は思っております。

19年度以降の第2期改革におきましては、地方歳出の徹底的な抑制が講じられ、地方交付税の更なる見直しが議論されると考えておりますが、第1期改革の中で、国は地方が地方交付税をむだに使い回し、モラルハザードを起しているとの認識を示したことから、地方におきましては、一斉にこれに反論をいたしたところであります。

先刻、斉藤 昇議員のご質問におきまして、小泉行革については多くの格差是正を生んで、自治体や国民に対して大きな苦しみを与えているとのような視点での御質問がございました。

今次、三位一体の改革、行政改革の手を緩めるなどというそんな論調も多くありますけれども、とにかく相次ぐ改革に次ぐ改革の中で、しかも経済の長期低迷化をしてきた中で、こうした不況にもあえぐ中で、本当に各界はあえぎながらの、今生活を余儀なくされているものとの、私はそれは否定できないものというふうに日ごろ思っているわけであります。

本来、地方交付税は、地方固有の一般財源であるとの認識、更には財源調整機能、財源保障機能という地方交付税の本質を損なわないよう強く求めていくとともに、第1期改革期間において、全国知事会、市長会など地方6団体が求めた地方の自由度の拡大につながる補助金の見直しなど、残された課題も多くありますので、こうしたことを国と地方が共通の場で協議をし、真の意味での分権改革の推進を強く訴えてまいりたいと思っています。

また、ただいま議員のお話にもありました、この2月10日に閣議決定されました競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる市場化テスト法であります。小さくて効率的な政府の実現に向け、これまで官が行ってきた公共サービスについて、官と民が対等な立場で競争入札に参加をし、価格、質の両面で最もすぐれたものが、そのサービスの提供になっていくとする制度でありまして、これによって公共サービスの質の向上、コスト削減を図るといふものであります。

その理念自体は、議会はするとしても、地方の実態からかけ離れたり、余りにも急激な推進は、住民生活にこれまた大きな影響を及ぼすことにもなりかねないと考えております。今後、どういった分野にどのようにこれがかかわってくるのか、どういたメリット、デメリットがあるのかなど、一部先進的に実施している他の団体などの実態もあると聞いておりますので、これらも調査をし、慎重に検討していかなければならない問題と思っております。

次に、国民健康保険税の軽減についてお尋ねがございました。

国保税につきましては、合併により、平成18年度から税率を統一することとなっておりますが、この税率改定につきましては、17年度決算を踏まえて、国民健康保険運営協議会で検討した上、6月議会に提案したいと考えております。

最初に、現時点で平成17年度決算見込みを申し上げますが、長引く景気低迷などの影響によって、国保税収入は伸び悩む一方で、高齢化率が全道平均を上回る中であって、高齢者医療費の伸びにより、保険給付費が大きく増加してきております。単年度収支としては5,900万円程度の赤字が見込まれることから、基金を取り崩すことで、収支の均衡を図らなければならない現状にもあります。

また、今回提案させていただきました18年度予算案につきましては、18年度の税率が決定していないことから、旧土別市の税率で予算計上しておりますが、このことによって、旧朝日地区につきましては、現行より1,200万円程度の税収減となる見込みであり、予算全体としては、17年度末基金残高として見込んでいる1億700万円をすべて取り崩したとしても、収入不足が想定される状況でございます。

そこで、両市町の今日までの国保税の改定状況で申しますと、旧朝日町では、原則的に毎年

度改定をしておりますが、旧土別市におきましては、ここ数年の景気動向が厳しい状況であったことや、特別調整交付金などの上積み助成があったことなどから、平成12年度以降の税率の改定はいたしておりません。

こうしたことから、医療分の現行税率につきましては、旧土別市は、所得割10.0%、資産割40%、均等割2万7,000円、平等割2万9,000円。旧朝日町につきましては、所得割10.5%、資産割86%、均等割3万1,500円、平等割3万8,000円となっておりますが、18年度の税率につきましては、旧土別地区については若干の引き上げ、旧朝日地区については引き下げとなるものと考えております。

また、介護分に関しましては、現行税率が両地区でおよそ2倍の格差が生じており、18年度予算では、先ほど申し上げましたとおり、旧土別市の税率で予算計上をしていることから、必要な保険税収入の50%程度しか確保できない見込みとなっており、一定の見直しが必要と考えております。こうしたことから、18年度の税率につきましては、全体として、旧土別市と旧朝日町の間程度の税率と想定をいたしております。

そこで、旧土別市が独自施策として行ってまいりました2割、5割、7割の軽減措置への0.5ポイントの上乗せについてお尋ねございました。この制度につきましては、平成12年度の国保税改定に当たって、応能割と応益割の均衡を図る標準化を実施したことによって、低所得者層の保険税が急激に上がるため、緩和措置として実施されたものでありますが、その後、景気動向が低迷したこともあって、平成17年度まで継続してこれを実施してきたわけでありませ

す。この軽減措置を受けております旧土別市の被保険者は、平成15年度で2,749世帯、約56.6%、16年度は2,711世帯、約54.1%、17年度1月末現在では2,918世帯、約59.0%となっております。また、本市の被保険者の所得階層は、17年度で、給与収入に直しますと、115万円以下となります階層が約48%、この階層も含めて167万円以下の階層でも約60%と低所得者層が多いわけですが、軽減措置の対象者につきましては、そのほとんどが年金生活の高齢者と考えられます。

したがって、本市独自の軽減措置の上乗せについては、高齢者を含めた低所得者層の負担軽減に一定の役割を果たしてきたものと考えております。更には、この軽減措置を講ずることができた背景といたしましては、1億を超える基金残高の存在もあったわけでありませ

す。ただ、現在国で医療制度改革が緊急の課題として推進されておりますが、この主な要因としては、老人医療費の急激な増加と現役世代の負担の限界感があると言われております。この傾向は、本市におきましても例外ではなく、高齢者医療費の支出状況を申し上げますと、平成15年度、1億3,200万円、平成16年度、2億5,800万円、平成17年度見込みでは、3億8,800万円と急激に増加をしてきており、今後も団塊の世代の定年など、高齢者の増加が見込まれるわけでありませ

す。一方、企業倒産やリストラの影響を直接受けるなど、現役世代の家計状況が悪化をしており、

滞納世帯の割合を見ますと、給与収入に置きかえますと、312万円から443万円の階層が約15%、136万円から311万円の階層が約12%、中間の現役世代と思われる層の世帯率が高くなっており
ます。

更に、少子化対策の一環として、子供を養育する世帯への経済的支援の必要性が叫ばれる中
にありますが、国保税の軽減措置につきましては、親子4人家族では、給与収入で約223万円
以下でなければ軽減対象とならないなど、子育て中の現役世代にとっては、教育費と合わせると、その負担は少なくない実情もあるわけであり
ます。

また、この軽減の上積み措置につきましては、おおむね1,300万円程度の財源が必要と試算
をしておりますが、18年度予算では、基金の全額を取り崩さざるを得ない状況もありますこと
から、実施をすることとなりますと、被保険者の皆様に更に新たな負担が生じることなど、そ
の財源確保をどのように図るかということもあることから、大変難しい課題であるとも考えて
いるところであります。

したがいまして、今後国民健康保険運営協議会におきまして、こうした市内の景気や老人医
療費の動向、現役世代の負担感なども含めて検討していただきながら、被保険者全体の理解を
得られるような国保税の体系を総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上申し上げます、私の答弁といたします。どうかよろしく願います。（降
壇）

副議長（牧野勇司君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、市政執行方針に関する御質問のうち、補助金削減の
影響、地方債に関する事項及び基金の取り扱いのほか、18年度予算編成に関する事項などにつ
いてお答え申し上げます。

最初に、三位一体の改革による影響についてであります。

この第1期改革期間における本市の影響額ですが、平成16年度に実施された公立保育所運営
費補助金の廃止で8,600万円、17年度では、公営住宅家賃収入補助金、老人保護措置介護生活
支援事業補助金、就学援護費、高齢者生活福祉センター運営補助金の、合わせて約9,600万円
が削減され、平成18年度予算においては、児童手当、児童扶養手当の国の負担率引き下げによ
り4,500万円が減額となったほか、近傍同種の住宅との家賃差額を調整する公営住宅家賃対策
補助金約6,600万円が廃止となり、合わせて1億1,100万円の影響があるものと試算をいたして
おり、第1期改革期間における本市の影響額は約2億9,300万円になるものと考えております。

一方、これに対する税源移譲についてであります。個人住民税所得割の税率を一律10%と
し、市町村分を6%、都道府県分を4%とすることが決定され、平成18年度においては、所得
譲与税として国から地方へ交付され、平成19年度から新たな税率を適用し、地方税として徴収
されることとなっております。

全国ベースでは、税源移譲額は約3兆円と試算されていることから、補助金改革に見合った
額が移譲されることとなりますが、本市の場合、この移譲額は、現段階で約1億6,000万円と

試算しており、さきの補助金改革による影響額約2億9,300万円と比較すると、1億3,300万円が不足することとなります。

国は、こうした場合の是正措置として、普通交付税の算定において、基準財政収入額に税源移譲額を、基準財政需要額に補助金削減額をそれぞれ全額算入し、不足分を交付税で補う考え方を示しているところであります。

この手法により、理論的には、地方自治体に改革の影響が出ないことにはなりますが、普通交付税そのものが大きく見直され、本市の18年度予算においては、合併による支援措置等を考慮しても、17年度とほぼ同額の試算となっておりますことから、実質的には補助金削減分はマイナスとなっております、今後の財政運営においても大きな影響があるものと考えております。

次に、北海道の補助金削減による本市への影響についてであります。

北海道においては、平成18年度を財政改革元年として、赤字債権団体転落回避に向け、前年度比5.8%減と、過去最大の下げ幅の超緊縮予算を編成したところであります。この歳出抑制の方策の一つとして、平成16年度に策定された財政立て直しプランに基づき、市町村の負担を伴う同施策について、42項目が見直しされたところであります。

この中で、本市への大きな影響が懸念されていたパワーアップ事業につきましては、一部対象事業が見直されたところでありますが、市負担、農家負担もこれまでと同様に、平成18年度から22年度まで継続されることとなったところであります。

ただ、比較的幅広いメニューで市町村にとって活用のしやすい地域政策総合補助金が、北海道全体で10億円もの大幅な削減となったほか、特に、本市に直接影響のある見直しとしては、道の医療費給付事業の実施に伴う医療費の増加割に対する国民健康保険健全化対策費補助金の廃止で約340万円、更に、市立病院院内保育所運営に対する補助金、老人クラブ活動推進補助金、放課後児童特別対策補助金などが見直しされ、市の財政上約500万円の影響があるものと考えておりますが、平成18年度予算においては、これまでと同様に事業実施をいたすものとしたところであります。

また、市民に直接かかわる見直しでは、21世紀北の森づくり事業における民有林所有者の負担分が5%から6%に引き上げられますので、面積にもよりますが、最大で10万円程度の負担増になるケースもあるものと考えております。

更には、障害者自立支援法の施行に伴い、北海道の施策の見直しも検討されているほか、他の事業においても、道の財政状況によっては見直しがなされる可能性がありますので、今後の動向に十分注意してまいらなければならないものと考えております。

次に、地域再生事業債、財政健全化債、臨時財政対策債等の地方債の起債についてお尋ねがございました。

地域再生事業債、財政健全化債につきましては、三位一体の改革による地方の財源不足に対応するため、平成16年度から新たに創設、あるいは対象事業の拡大がなされたところであります。それぞれ各自治体の標準財政規模や財政健全化の取り組み状況に応じて、通常の地方債

に上乗せして発行が認められているものであります。

そこで、本市の状況であります。地域再生事業債については、平成16年度に4,040万円、17年度1億2,220万円を活用し、平成18年度予算では5,230万円の活用を予定しているところがあります。

また、財政健全化債につきましては、予算編成における財源確保対策として活用されることとなり、元利償還金に対する普通交付税算入などの優遇措置がないことから、実際の借り入れにおいては、他の有利な地方債の活用に努めており、平成17年度においても、北海道との協議により、当初予定していた約5,000万円の財政健全化債を、元利償還金の50%が交付税で補てんされる財源対策債に振りかえたほか、一部過疎対策事業債の引き上げなどにより対応できたことから、最終的には借り入れをいたさないところであります。

この財政健全化債は、17年度で廃止され、18年度からは集中改革プランに基づき、行政改革に取り組む自治体に対しての行政改革推進債が創設されたところであり、更に三位一体の改革による施設整備補助金の廃止にかわる措置として、施設整備事業債が創設されたところありますが、今後においても、これら地方債の借り入れに当たっては、財政上より有利な地方債を活用し、将来の負担増とならないよう努めてまいりたいと存じます。

次に、臨時財政対策債についてであります。地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から地方財政法の特例として認められているもので、この元利償還金については、全額交付税上算入されるものであります。この臨時財政対策債につきましては、実質的には、地方交付税の振りかえ分でありますので、原則的には、臨時財政対策債が減ると、これに見合う分として地方交付税が伸びるといったことになるものであります。

本市の平成18年度予算では、臨時財政対策債は、17年度と比較して約4,600万円減少の4億2,600万円と試算しており、地方交付税においても、合併による支援措置などを考慮しても、17年度と同程度の規模と見込んでおりますので、実質的には、地方交付税の削減となるものと考えております。

次に、合併特例振興基金の用途及びその他についてのお尋ねがございました。

まず、合併特例振興基金についてであります。国の合併支援措置として、合併後の人口規模に応じて、地域住民の一体感の醸成などを目的とした基金の積み立てに対して、合併特例債の活用が可能なことから、本市においても、平成18年度予算において11億円の積み立てを計画したところであり、これを活用する事業については、今後検討してまいりたいと思います。

そこで、特定の目的を持った基金を、期間、利率、返済方法を定めた上で、一時的に他の目的に使用する、いわゆる振りかえ運用についてであります。お話のとおり、現在の金利調整は、1年定期預金で0.03%といった非常に低い数字にありますので、これらの基金を金融機関に預託するのではなく、歳計現金上の不足を補うため、金融機関からの一時借入金にかえて運用するほか、歳入歳出予算に計上した上で財源として繰り入れし、金利を付して基金に返済す

るといった手法をとることにより、財政上有利となる場合も考えられますので、返済方法や本来の目的のため、基金を活用する時期など将来的なことを十分勘案して、対応いたしてまいりたいと存じております。

次に、定率減税廃止についてのお尋ねでございます。

平成17年度景気対策として定められた個人住民税所得割額を4万円を限度として15%、所得税額を25万円を限度として20%を控除する定率減税につきましては、平成17年度に控除を半減し、18年度で廃止することとされたものであります。これに伴い、本市においては、約7,200人の方が該当するものと見込んでおり、市の税収としては、平成18年度で約3,000万円の増収になると見込んでおります。

また、市民への影響についてであります。例えば、夫の給与収入が500万円、妻の収入が100万円、子供が高校生、小学生、それぞれ1人ずつの4人世帯をモデルに試算いたしますと、個人住民税所得割1万2,900円、所得税2万3,800円と、合わせて3万6,700円の負担増になるものと試算しております。

更に、市の公共料金のうち、所得税額によって負担額が定められているものについては、定率減税廃止の影響を受けることとなり、保育料については、第5階層以上の世帯、所得税額で6万4,000円以上の世帯の方が該当し、現在入所している136世帯の方のうち12世帯が該当し、養護老人ホーム入所に係る費用義務者負担分においては、D1階層以上の世帯、所得税額で3万円以上の10世帯で該当いたしますので、場合によっては負担増となるケースもあるものと考えております。

次に、平成18年度の予算における新規事業あるいは先送りした事業などについてのお尋ねがございました。

平成18年度予算は、本定例会初日にも申し上げましたが、合併後初の通年予算となり、合併協議新市建設計画を踏まえた中で、市民生活に急激な変化を与えぬよう配慮し、継続事業を中心に予算編成をいたしたところであります。

まず、新規事業につきましては、ハード事業の主なものは、18、19の2か年計画で実施する糸魚小学校建設、本年10月の公認検定に対応するための陸上競技場の整備、朝日地区の119番通報の本署統合や、11カ所のサイレン及び遠隔装置など消防施設整備のほか、土別地区と朝日地区を結ぶ主要道路として、朝日上土別南1号線道路改良、朝日もみじ団地の大規模改修などを実施いたすものであります。

ソフト事業の主な新規事業では、子育てに関する相談などの支援のため、生涯学習情報センター内につどいの広場を開設するほか、短期入所施設事業の新たな支援として、短期入所円滑化支援事業、土別産羊肉の飼育方法などを確立する土別産羊肉ブランド化確立事業、首都圏からの移住促進のため、受け入れ体制の整備とともに、平成21年度から実施される上土別地区国営農地再編整備事業の事前調査を実施いたすものであります。

また、拡大した事業といたしましては、市内3保育園の開園、閉園時刻の延長とともに、土

曜日についても平日と同様の保育時間としたほか、本市の農業情勢を考慮し、農業農村担い手対策として、新規参入者に対して農業機械導入に対する助成措置などを講じるほか、中小企業対策として、中小企業振興条例の見直しにより、新規開業などに支援するとともに、経営資金の融資事業についても見直しをいたしたところであります。

更に、小・中学生の遠距離通学については、バス路線のない地区の児童・生徒の自家用車での送迎に助成措置を講じるほか、コスモス苑において短期入所者の利用者の拡大を図るため、体制を整備することといたしました。

次に、平成18年度から縮減いたした事業についてであります。寒冷地作物生産性向上促進事業における甜菜作付機械の導入に対する補助助成を18年度購入分から廃止し、甜菜の庭先貯蔵に対する支援措置をいたすこととしたほか、家畜導入資金の貸し付け事業については、初期の目的が終了したことから廃止をいたしたところであります。

また、旧朝日町での事業では、合併協議での決定を踏まえ、出生祝い金事業、家族介護支援事業、国際交流体験事業、児童道外交流体験事業、天塩川ジュニアマラソン大会を廃止したほか、地力増進対策事業、融雪促進対策事業につきましては、中山間事業での取り組みといたしたところあります。更に、18年度予算に直接影響はありませんが、企業立地促進条例による事業所設置の助成措置などについて見直しをいたしたところあります。

次に、予算編成の段階で、先送りした事業についてであります。

合併協議に基づいた継続事業が主な要求でありましたので、その多くの事業について内容を精査した上で実施することといたしましたが、単独での施設の維持、補修的な事業など、一部の事業については、財源上の問題のほか、緊急性、必要性などを考慮し、19年度以降に先送りとしたところあります。

次に、福祉団体補助金の増額、削減についてお尋ねがありました。

18年度予算編成においては、一律カットといった手法は講じず、個々の団体と協議の上、見直しを図ったところあります。その結果、人件費に対して助成をいたしている3団体については増額となり、一方、納税貯蓄組合連合会の開催に伴う補助金廃止のほか、合併に伴う補助団体の統廃合、見直し、事業費の精査による縮減などを行い、総額では、平成17年度と比較して、団体数において16団体減の58団体、金額にして約930万円減の約1億640万円となったところあります。

なお、旧朝日町の補助金の削減が特に多いのではということですが、これらにつきましては、合併協議に基づく事務事業の見直しを図った、あるいは、旧朝日町において、もともと段階的に見直しを図ろうと、こういった予定をしたものもありますし、更に補助金から委託金へと予算の組み替えを図ったものもあります。そうした結果が、議員のお話のような結果になったと思います。

なお、これらの見直しに当たりましては、各団体とも団体の再編等も含めまして、それぞれ協議をいたして対応したところあります。

以上を申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 相山助役。

助役（相山愼二君）（登壇） 私から、郵便集配所の削減についての御質問にお答えを申し上げます。

郵政の民営化につきましては、平成19年10月から、日本郵政公社が持ち株会社としての日本郵政株式会社と、事業会社としての郵便局株式会社、郵政事業株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の4つに分社化されることとなりますが、郵便局の窓口業務にありましては、これまで同様に、郵便、貯金及び保険のサービス業務は、民営化後も変わらぬサービスを提供することとされているところであります。

そこで、お尋ねのありました郵便集配業務の集約計画についてでございます。

新たに民営化後も集配拠点の集約を進める計画を検討している旨の報道が、本年年明け早々になされたところでございます。それらによりますと、全国の2万4,700ある郵便局のうち、集配業務を行っているのは4,750局あり、このうち966局で集配業務を廃止し、窓口業務だけを担当するいわゆる無集配局とするものがございます。

道内におきましては、郵便物の集配業務を行っている普通局及び特定局の446局のうち、各地域の中核となる57局を、その地域の拠点局とした統轄センターとなり、248局が統轄センターが管轄する前送施設、前に送るといふわけでありましてけれども、前送施設として残る141局が、窓口業務を担当する無集配局として再編する計画とのことでありましてけれども、先月中旬の新聞等での報道によりますと、集配業務を廃止する無集配局が更に91局追加され、この結果、道内の集配局は現状から半減するとのことであります。

こうしたことから、この計画が実施されますと、すべての郵便物は一たん地域の拠点局となる総括センターに集めて区分され、その後、配達業務のみを担当する前送施設に運ばれ、各戸に配送されることとなります。

本市におきましては、これまで郵便物の集配業務を行っております温根別、多寄、上士別郵便局の3局が、無集局として集約局の候補に上がっているところであり、朝日郵便局にありましては、現在のところこの対象とはなっておりませんが、いかなる局が拠点局としての統轄センターとなるのか、また配達業務を担当する前送施設がどのように設置されるのかなど、全く明らかにされていないのが実態でございます。

そこで、お尋ねのありました市内郵便局の郵便物集配業務件数についてでございますが、既に統計資料として公表されている平成15年度におきます郵便配達状況で申し上げますと、1日平均件数で、士別郵便局では8,276件、上士別で648件、多寄で1,020件、温根別では288件、そして朝日では1,164件、総件数では1万1,396件となっております。

こうしたことから、士別郵便局を除く3局で仮に集配業務が廃止されることになれば、斉藤昇議員の御指摘のとおり、集配局1局当たりの担当区域は増え、外務担当職員の担当区域も拡大することが考えられます。また、配達の頻度が減少したり、配達までにかかる時間が延びる

可能性も否定できないところであります。あわせて、郵便物配達の際には、顔の見えるサービスが低下し、局員と地域住民との密着度が希薄になるとの懸念も指摘されているところでもございます。

日本郵政公社では、こうした地域の声に集配拠点を効率よく再配置することが目的で、郵便配達などの住民サービスに影響はないとの見解のようではありますが、申し上げるまでもなく、郵便事業は、地域生活者の利便性の確保や定住化、更には地元雇用の機会提供に大きく貢献していただいているところでありますだけに、来るべき民営化を踏まえて、地域格差の拡大につながらないよう、郵便事業の全国ネットワークの維持と、サービス水準の低下を招かないよう、今後におきましても関係機関に対して強く要望いたしてまいりたいと存じますし、今日までN T T等々についてもそういった形の中で、実態としては、現在士別に置かれているような実態にあるわけでありますから、そういったことにつながらないように、これは全国自治体、更には北海道のそれぞれの近隣市町村とも手を携えて、そういったことのないように、サービスの低下を招かないような要請をこれからも強めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（牧野勇司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

29番 田宮正秋議員。

29番（田宮正秋君）（登壇） 平成18年第1回定例会に当たりまして、重複いたしますが、4月の選挙結果によっては最後の一般質問になるかもわかりませんので、通告どおりに一般質問をいたします。

障害者自立支援法についてお伺いいたします。

障害者の自立した地域生活を支援する障害者自立支援法が、昨年10月31日、衆議院本会議で可決成立しました。どこでも、だれでも必要なサービスを公平に利用できる基盤整備を目指しており、障害者福祉をほぼ半世紀ぶりに抜本改革するものであります。

現行の身体、知的、精神の3障害で縦割り状態にある障害者福祉施策を一元化することで、支援費制度の対象にすらなっていなかった精神障害者の福祉を他の障害者と同等に引き上げ、障害者福祉サービス全体を底上げする制度であります。

また、障害福祉サービスの充実に大きな格差があるという地域間格差の解決にも着手、都道府県市町村に障害者福祉計画の策定を義務づけるとともに、規制緩和を大胆に実施し、小規模

自治体でもサービスを開始できる環境を整備する制度であります。

更に、安定的な財政基盤の確立に向け、国の財政責任を明確化、従来の国は予算の範囲内で市町村に補助できるといった仕組みを改め、費用の2分の1は国が責任を持ち、当初予算が不足すれば、補正予算を組んでも確保しなければなりません。あわせて、利用者にも応分の負担をお願いし、より多くの障害者にサービスが行き渡るよう、増大する費用を皆で支え合う形にする。障害者みずからが選択、契約し、利用したサービスについて最大1割を限度として負担し、残りを公費、つまり国民全体で支える制度であります。

しかし、障害福祉サービスと医療に定率1割負担が導入されることを中心に、障害者から不安の声が上がりましたが、利用者負担については、所得に応じて月掛けの負担上限を設けることに加え、グループホームの利用者や成人の施設入所者に対しては、すぐに活用できる資産が350万以下で、月収6.6万円以下の人は定率負担をゼロにすることに、新たに食費などが実質実費負担となる施設入所者には負担を軽減する、また通所施設やホームヘルプサービスを利用している在宅生活者に対しては、社会福祉法人による負担軽減措置を創設し、月掛けの負担上限を2分の1まで減額する。そのほか、さまざまな減免措置を組み合わせ、低所得の障害者の負担はほとんどの事例で、定率ゼロから1割に達しない範囲となっております。

しかしながら、制度が大幅に変わるため、障害者の不安も大きく、施行に向け細部を決める詰め作業が進んでおりますが、法の目的に反して、どこかでサービスの水準が低下したり、制度変更のはざままで苦しむ人が出ることのないよう、細心の注意が必要であります。利用者負担などの変化について、当事者へのわかりやすい迅速な情報提供はなされているのかお伺いいたします。

また、利用者負担の社会福祉法人の減免はどうなっていくのか。地域生活支援事業の適切な質と量の確保についてはどうなのか。重度障害者に対するサービス水準は低下しないのか。小規模作業所の事業体系はどうなっていくのか、お伺いいたします。

一般的に、福祉の充実とは、障害年金、児童手当など国の福祉予算の配分を大きくするように思われがちですが、しかし、障害がある人に必要なものはお金だけではなく、そこに生きがいがあればなりません。障害者が少しでも社会に貢献できる仕事こそ必要でありますので、今後障害者自立支援法第77条第1項4号に定める地域活動支援センター事業などを支援すべきですが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、三位一体改革と地方自治体についてお伺いいたします。

国と地方との税財政を見直すことによって、地方自治体の自主性向上を目指す三位一体改革が、昨年11月30日決着し、これによって、4年度から6年度までの3年間で行うとしてきた補助金の削減、税源の移譲について、目標を達成することが確実となりました。

三位一体改革とは、国から地方への補助金を削減する、国から地方へ税源を移譲する、国から地方への地方交付税を削減する、3つの改革を同時に行うこととあります。現在、税財源に占める国と地方の割合は、国が6割であるのに対し、地方自治体は4割にとどまっております。

反対に、支出は、国が4割であるのに、地方自治体は6割に上がっております。この格差を埋めるため、国は補助金や地方交付税の形で地方に資金を還元しているのですが、その使い方や運用については細かい規定が定められていて、地方が自由に使える権限、裁量は限られています。また、国が補助金や地方交付税の権限を持つことで、国が地方に対し強い影響力を持つようになり、地方の自主性や自立性が損なわれているとの指摘もあります。

三位一体改革は、こうした状況を解消するため、補助金や交付税を削減するかわりに、削減に見合う税源を地方に移譲させることで、国の地方に対する権限を縮小し、地方が独自の判断によって、より地域の実情に合った行政を行えるようにしていくものであります。補助金削減の総額は、4年度分からの削減と合わせて4兆円を超えることになり、同時に3兆円を超える税源が国から地方へ移されることが確認され、三位一体改革がおおむね決着しました。

そこで、本市における税源移譲額をお伺いいたします。また、税源移譲の内容はお伺いいたしますが、実質的な運用が図りやすいとして、地方が削減を求めている施設整備費、例えば、これまで制約が多く、地方独自の判断で建設できなかった特別養護老人ホームなどの建設が、税源移譲によりどれだけの施設を整備するか、法律だけではなく、民間の社会福祉法人への助成を含めて、国ではなく、道が判断することになりますが、本市の特別養護老人ホームの増床計画と、介護施設などの計画をお伺いいたします。更に、保育施設、公営住宅、児童手当などの税源移譲、一般財源化された内容と対応についてお伺いいたします。

政府は、昨年末に、行政改革の重要方針を閣議決定しましたが、その柱となるのが、国の全事業を洗い直す作業の事業仕分けであります。公務員が携わる仕事について、一つ一つ本当に必要なかどうか、だれが担うべきか、民間に任せることはできないのか、そういうことを仕分けして、効率化を図ることが重要方針に盛り込まれましたが、この考え方は、地方自治体にも当てはまり、実施していると思っております。お伺いいたします。

昨年の第2回定例会で、私は、新地方行政改革の取り組みについて、集中改革プランを17年度中に公表することになっていることを質問いたしました。市長は、新市誕生後直ちに策定に取り組み、17年度中に公表できるよう努めてまいる必要があると考えているとの答弁でありましたが、17年度中に公表できるのかお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 田宮議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、私から、三位一体改革と地方自治体に関する答弁を申し上げますが、障害者自立支援法につきましては、保健福祉部長の方から御答弁を申し上げます。

まず、三位一体改革にかかわるお尋ねであります。御質問のうち、本市にかかわる税源移譲額及び補助金の削減額などにつきましては、ただいま斉藤 昇議員の御質問にもお答えをいたしたとおりでございます。

そこで、税源移譲の方法についてであります。個人住民税所得割の税率を一律10%とし、

地方税収を増額するとされたものでありますが、具体的に申し上げますと、これまで200万円までの課税所得に対しては、市の分が3%、北海道の分2%、200万円を超え、700万円までの所得に対しては、市の分が8%、北海道の分が2%、700万円を超える所得に対しては、市の分が10%、北海道の分が3%でありました。個人住民税所得割の税率を一律10%として、その内訳を市の分6%、北海道の分4%とされるものであります。

平成17年度の本市の課税ベースで試算をいたしますと、納税額で、市民税として1億6,000万円、道民税で1億9,500万円の増収となり、これがそれぞれ土別市と北海道に移譲されることとなるものであります。

全国ベースでの試算におきましては、都道府県への移譲額が2兆1,800億円、市町村分が8,300億円となりますことから、おおむねそれぞれの補助金の削減に見合った額の移譲となるものではありません。また、個人住民税を10%にすることによって、住民負担の増となるわけがありますが、国税である所得税においては、現在330万円以下の課税所得に対して10%の税率を変更して、195万円以下の課税所得に対して5%の税率とするなど、4段階から6段階の区分に変更し、調整をいたそうとするものであります。

ただ、各自治体の納税者数などによって税源移譲額にはばらつきが見られているところではありますが、これに対する国の是正措置や本市における保育施設、公営住宅、児童手当などの一般財源化の影響につきましては、斉藤 昇議員の御質問の中でもお答えをいたしましたところがあります。

次に、特別養護老人ホームなどの建設補助金が北海道に移譲されることにかかわって、本市の増床計画などについてお尋ねがございました。

従来は、国の許可に基づいて、国の財源を北海道を通じて市町村に交付することによって施設整備がなされるものでありましたが、平成18年度からは、都道府県への税源移譲によって廃止され、都道府県の一般財源から市町村に交付金として助成されることとなったところがあります。このことによって、北海道の判断で施設の建設が認められることになり、ある程度地方の裁量にゆだねられたことになったところでもあります。

ただ、今後におきまして、都道府県の判断により整備された介護施設につきましては、その施設にかかわる介護給付費用の都道府県の負担割合が12.5%から17.5%に引き上げられることになりました。北海道といたしましても、大きな負担増となることから、実際は厳しい制限がされるものと考えられます。

そこで、本市の特別養護老人ホームの増床計画であります。第3期介護保険事業計画を策定するに当たり、保険医療福祉対策協議会、介護保険運営部会に御協議をいただき、作業を進めてきたところではありますが、国から示された施設の利用見込みを推計するワークシートの結果、20床の施設整備枠が生じたことから、特別養護老人ホーム美土里ハイツの増床につきましては、北海道と協議の上計画を進めてまいりたいと存じます。

また、そのほか、介護施設につきましては、本市の人口規模あるいは施設整備枠との関係か

ら、小規模多機能型居宅介護施設など地域密着型サービスの拠点の整備を進めてまいりたいと思います。

次に、行政改革に関連しての事務事業の見直しについてのお尋ねでございますが、昨年12月に行政改革の重要方針が閣議決定され、この方針の基本的な事項を法案として取りまとめられた行政改革推進法案が今国会への提出が予定されております。この法案は、国は小さくて効率的な政府を目指し、民間でできることは民間に行っていただくとの考え方に立つ中で、1つには、総人件費縮減のため、国の行政機関の定員削減を図ることとし、このため、行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理、地方出先機関の見直し、あるいは民間委託の推進を積極的に行おうとしておるものであります。

加えて、国の業務に対して、官と民が対等な立場で競争入札し、すぐれたものがサービスの提供を行うことができる市場化テスト法案についても本国会に提案される予定にあるなど、議員お話のとおり、国が行う事務事業について、あらゆる角度から検証が図られようとしており、地方公共団体の事務事業につきましても、民営化や民間への譲渡、業務委託、更には民間参入に向けた環境整備を積極的に推進するよう求められようとしております。

本市におきましては、現在の財政状況を踏まえ、行政サービスの低コスト化を進める中で、少子・高齢社会、そして地方分権型社会などに対応できる体制づくりが求められておりますだけに、現在策定中の集中改革プランにおいて、事務事業の見直しはもとより、民間活力の活用を図ることについても、国の今日的な考え方を踏まえつつ推進をいたす考えであります。

ただ、市場化テスト法につきましても、さきの斉藤 昇議員にもお答えをいたしました。どういったものを対象に、どんな手法をもって対応したらよいか、いまだ判然としないところもありますので、今後十分調査・検討し、対応いたしてまいりたいと思っております。

次に、集中改革プラン等についてお尋ねがございました。さきの池田議員にもお答えをいたしました。行財政改革大綱は3月中、実施計画となる集中改革プランの策定は4月中の策定を予定をいたしている次第でございます。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、障害者自立支援法についてお答えいたします。

障害者自立支援法の概要につきましては、さきの寺下議員の御質問にもお答えをいたしておりますが、今までは、身体障害者、知的障害者に対する施策がある程度充実していたのに対し、精神障害者の施策は不十分であったことにより不公平感があり、それを解消するため、障害者自立支援法の中では3障害を一元化し、同様のサービスを利用できるようにするものであります。

田宮議員のお話にあります障害者自立支援法が施行されることに伴い、障害者や家族の方々の不安はあるものと理解しており、制度に関する情報など、当事者また市民に周知することは大変重要なことと考えております。

そこで、当事者へのわかりやすい迅速な情報提供はなされているのかとのことではありますが、自立支援医療につきましては、本年4月に施行されることから、今年に入り対象者に対し、制度の内容を記載したパンフレットを送付し、申請の手続を開始しているところであります。また、介護給付を利用されている方につきましても、3月初旬に自立支援医療同様パンフレットを送付し、現在介護給付の申請をいただいているところであります。更に、市民への周知につきましては、3月1日付広報紙に制度の概要を掲載し、周知を図ったところであります。

次に、利用者負担の社会福祉法人の減免についてのお尋ねであります。利用料の減免対象者となるのは、障害者または保護者の収入が年間80万以下で、市民税非課税世帯及び障害者を含む3人世帯で、障害基礎年金2級を受給し、おおむね300万以下の収入に相当する世帯について、負担上限額を半減とする減免措置が講じられていることとなっております。

次に、地域生活支援事業の適切な質と量の確保についてのお尋ねであります。この事業につきましては、寺下議員にも御答弁いたしておりますが、市町村が実施する事業でありまして、現在、手話講習会の開催、手話通訳者の派遣、日常生活用品の給付及び精神障害者に対する地域生活支援の場所を開設し、相談業務を実施しているところでありまして、今後におきましてもこれらの事業を継続して実施してまいります。

次に、重度障害者に対するサービス水準は低下していないのかのお尋ねであります。障害者自立支援では、障害程度区分を6区分に分類することになり、その区分によってサービス支給量についても限度がなく、また利用料についても、ほかのサービス受給者同様原則1割負担となりますが、軽減措置についても適用されるため、サービスの水準低下にはならないものと考えております。

次に、小規模作業所の事業体系についてであります。作業所につきましては、現在土別市内に2カ所と朝日地区に1カ所が運営されております。土別地区の小規模通所授産施設につきましては、自立訓練などの新体系の移行をしなければならないことになっておりますが、各関係者と協議をしました結果、5年間の経過措置もありますことから、当面は現行のまま存続し、今後新体系への移行に向けて検討いたしてまいります。

また、朝日地区の地域共同作業所につきましては、一部道の補助金を受けて運営をしておりますが、この補助金は、本年10月に見直しされることに伴い、新たに創設される地域活動支援センターに移行し、運営をしていくよう検討いたしております。

次に、地域活動支援センター事業などを支援すべきでないのかとのことではありますが、本市といたしましては、今後も障害者が地域で安心して暮らし、生きがいをもって生活していくために、障害者自立支援法による事業を十分に精査し、財政状況等を勘案しながら、各障害福祉サービスの充実に向け、関係者と十分協議を重ね、障害者福祉の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げます。御答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 14番 小貴勝太郎議員。

14番（小貫勝太郎君）（登壇） 2006年第1回定例会開会に当たり、一般質問を行います。

今回の質問は、私にとりましては最後の質問となりますことから、感慨無量であります。そこで、私といたしましては、これまでの質問の中で、その多くは森林、林業問題や、環境問題について取り上げてまいりましたが、今回の質問におきましても、これらを中心に簡潔に触れてまいりますので、御理解ある答弁を求めるところであります。

まず、地球温暖化防止に対応する対策について質問いたします。

地球の起源は40数億年前にさかのぼりますが、太陽系の中でもごくまれに見る環境が整い、生物がはぐくむ星へと進化し、現在の地球が存在しております。そこに万物の霊長と言われる人間が地球文明を発達させ、私たちはこうした環境の中での生活がごく当たり前であると思ってきました。

しかし、こうした現況が進行する中で、むしばまれる地球へと変化し、深刻な状況に追い込まれました。いわゆる地球温暖化現象であります。昨年10月に気象庁がまとめた異常気象リポートの発表によりますと、現在と比べ100年後の気温は、世界で2.5度、日本では3度上昇すると予測し、これにつれ海面水位の上昇や大雨の頻度が高くなり、一方では、他の情報によると、砂漠化の進行や農作物への影響など、現状の認識では考えられない方向へと進行しており、現況の温暖化の防止対策は、何を置いても具体的な方策を立て、実行に移すことを優先すべきものと思うのであります。

既に京都議定書が発行され、日本においては温室効果ガスを2008年から2012年までに6%の削減が義務づけられ、加えて2000年までに8%の温室効果ガスが増加している現状でありますから、削減のためには相当な努力が必要であります。

そこでお伺いいたします。

温室効果ガスの削減に向けては、市町村段階で温室効果ガス削減実行計画の策定が義務づけられておりますが、本市においてもエコオフィスアクションという組織を設置し、具体的に実行、計画書の策定に着手するとお聞きしておりますが、現段階における進め方について、1つは、どのような規模で組織されるのか、2つは、削減に向けての視点について、3つは、市内全体のリード役となる行政として今後どのような対応を考えているのか、以上について考えをお示しください。なお、これらの対応は、急を要する事案でありますので、着実に進行するよう強く求めるところであります。

次に、森林整備地域活動支援交付金事業についてであります。

この制度は、平成14年度から18年度までの5カ年にわたり、国の交付金と関係する都道府県及び市町村の負担金をもって実行するもので、5年後に見直しとなっております。御承知のとおり、この制度の導入目的は、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させるためのものであり、森林施行を推進するに際し、不可欠な森林の現況調査などの地域活動を支援するものであります。本市におきましては、これまで森林組合を軸に、民有林の森林整備のため、この制度を積極的に活用し、多くの成果をおさめているものと深く敬意を表します。

そこで、次の点についてお伺いします。

1つは、これまでこの制度を活用して森林整備を推進してきましたが、経過や結果についてどのような評価と課題があるのか。2つ目として、18年度においても約3,000ヘクタールの面積に活用する予定であります。実施に際しての概要について。3つ目として、19年度以降については、国は見直しの予定にありますが、今後も制度の継続と交付金制度の改善などについての考え方をお示してください。

次に、新規学卒者の就職状況と今後の対応についてであります。

市長の市政執行方針の中でも日本の経済情勢に触れられ、全国的には穏やかな回復基調にありながら、本土経済は依然として低迷から脱することができない状況にあるとの分析がなされております。私もそのような現況に置かれているのが北海道であり、道北経済の実態だと認識しております。

とりわけ、経済の動向と雇用問題は密接不可分なものであり、それだけに本市の経済状況はどのように分析しているのか、新規学卒者の就職問題に絡み、重要であります。今後の対応についても関係すると思しますので、その点お伺いいたします。

さて、本年1月末に、厚生労働省は、2005年12月の雇用情勢について発表いたしました。これによりますと、全国的な有効求人倍率は1.0倍となっており、バブル崩壊後の1992年以降13年3カ月ぶりに回復したとのことであります。しかし、公共事業の依存度が大きかった北海道や九州などでは0.6倍台で、地域間格差があり、士別地方においても極めて厳しい状況にあるものと思われま。

そこで、1つは、市内3高等学校の就職状況について、現段階ではどのような実態にあるのか。2つ目として、今日の特徴的な状況について。3つ目として、就職希望者の完全就職に向けて今後どのような対応を予定されているのか。以上の点についてお聞かせください。厳しい状況下に置かれておりますが、一層の努力を要望しておきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 小貫議員の御質問にお答えを申し上げます。

私から、地球温暖化防止に対応する対策と、森林整備地域活動支援交付金事業に関する答弁を申し上げまして、新規学卒者の就職状況等につきましては、経済部長の方から答弁を申し上げることにいたします。

（発言する者あり）

市長（田菟子 進君） いや、2つ大きいやつをまとめて、1つは。

小貫議員のお話にありましたように、京都議定書は、世界130カ国以上の国々が地球温暖化対策を進めていくための国際的な枠組みを定めたものでありまして、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素等の温室効果ガスを多く排出してきた先進工業国全体に対して、排出削減の数値目標を義務づけたものであります。

地球温暖化は、異常気象に直結をし、海面水位の上昇や大雨、更には砂漠化の進行を初め、温暖化によって熱帯や亜熱帯地域にしか生息しない感染症の媒介動物や害虫が進入をし、健康被害や農作物被害の拡大など、地球環境に大きな影響を与えております。

まずは、私たち社会経済活動や生活様式を見直し、社会全体が環境への負荷をできる限り少なくする循環を基調とする持続可能な経済社会システムを実現することが重要であると強く認識をいたすものであります。

平成17年2月16日、完全施行されました地球温暖化防止対策の推進に関する法律においては、行政の責務として、その地域の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制のための施策を推進し、行政みずからの事務及び事業に関し、これらの措置を講じるとともに、事業所または市民が温室効果ガスの排出の抑制に関して行う活動の促進を図るため、情報の提供に努めなければならないとされております。

また、事業所及び市民の責務につきましては、その事業活動及び市民の日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制の措置を講ずるとともに、行政が実施をする施策に協力しなければならないとされているところでもございます。

この法律の第21条の規定によりまして、市町村における策定が義務づけられている市町村の事務事業に関する実行計画につきましては、平成17年4月現在において、道内207市町村のうち37市町村で策定をしております。この計画は、行政が率先をして、さまざまな取り組みを確実に実行し、推進することによって、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、市民や市内の事業所の自主的な取り組みを促すことも目的とするものであります。

そこで、本市においては、行政区域の中で、市役所は極めて規模の大きい経済主体と考えられ、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することが可能であること、更には、環境保全に向けた取り組みを率先して実行することにより、市民のライフスタイルや事業所の活動システムを環境負荷の少ないものに変えていく自主的な活動を促すものとして、平成12年に、土別市役所エコオフィスパクソンを立ち上げたところであります。

また、市民、事業所についても、日常生活及び企業活動においてエネルギーを大量に消費することは、多量の二酸化炭素を放出し、地球温暖化の原因の一つになっております。北海道における二酸化炭素の1人当たりの排出量を見ますと、冬期間の暖房や自動車利用によるエネルギーの消費が一因となり、全国の1.3倍となっており、市民の協力が必要とされているところでもあります。

そこで、本実行計画の策定に向けて、基本的には、現在各関係部局の職員から構成されているエコオフィスパクソン推進組織を中心に、平成18年度中に（仮称）土別市職員率先行動計画を策定していく予定でもあります。

次に、温室効果ガス削減についての視点につきましては、本計画の主な具体的な行動の取り組みとして、再生品の利用やごみの減量化、節水、節電、車の不要なアイドリングの禁止などをベースに、電気、公用車の燃料、水、用紙類、文具、事務用品等の使用量の削減、建物の建

設、維持管理等に関する省エネへの配慮、更には、ごみの減量化、リサイクルの推進等の項目を重点に取り組む計画であります。

そこで、行政としての今後の対応につきましては、職員研修を含め、行動の徹底を図るとともに、全市的に促進することを視点に置きながら、市内各事業所の取り組みへと広げ、一つの取り組みの積み重ねと広がり、温室効果ガス6%の削減目標につなげていきたいと考えております。

議員の御指摘のとおり、削減のためには相当な努力が必要と考えており、地球温暖化防止対策は、ふだんのオフィスワークや日常生活などに起因するものも少なくなく、環境への負荷をできるだけ少なくしていくために、行政、事業所、市民それぞれが、身の回りの生活や事業などを見つめ直すことが大切であります。

あわせて、本市の約74%を占める8万2,000ヘクタールという広大な林野面積そのものが自然の恵みであり、温室効果ガス削減に極めて大きな役割を果たしていることから、積極的にこの貴重な自然資源である森林の環境保全に向けた行動を取り入れていくことで、その実効性を高めてまいりたいと存じております。

次に、森林整備地域活動支援交付金事業についてのお尋ねがございました。この事業は、ただいまのお話にもありましたように、平成14年から5カ年の事業として行われているものでありまして、14年当時、本市では厳しい林業情勢を反映して、除間伐などの施業が十分に行われない森林が増加する傾向にあり、そのまま放置されるというような状況が続けば、貴重な財産である森林の価値そのものが低下することはもとより、国土の保全や地球温暖化の防止など、森林が本来持っている多面的な機能も十分に発揮できなくなるという状況にありました。

このため、本市では、制度が開始された当初から、森林の計画的な整備を目指して、この事業を積極的に実施してきたものであります。

そこで、これまでの森林整備の推進に係る経過と結果についての評価であります。この制度では、森林の現況調査、隣の所有者との区域の明確化、更には、作業道の補修などの実施が地域活動として指定されております。このため、本市でこの制度を導入するに当たり、森林施業計画に基づいた森林の管理を適正に行うためには、指定された活動の何から行うべきかについて、事業参加者全体の意向調査を実施する中で、近隣組合などの関係者と検討を重ねてまいりました。

その結果、本市においては、これまで森林の手入れがなかなか進んでこなかった背景には、自分が所有する林地内における植樹や林齢、生育本数など、山林の状況が十分に把握されていないこと、更には、隣の森林との区別が明確でないことなども大きな要因としてあることが明らかになったわけでありまして。

このようなことから、本市における地域活動として、まずは森林ごとの現況調査と、所有区域の明確化が何よりも急がれるものとの認識に立って、これを実施をし、あわせて除間伐等を行う際に必要な作業道の整備についても、逐次実施してきたところであります。

平成17年度は、事業開始から4年目となるわけではありますが、これまで交付金を活用しての現況調査と、区域の明確化を積極的に進めてまいりました結果、森林所有者の方々が、それぞれ所有している森林の現況を正確に把握できるようになったこととあわせて、森林の持つ多面的な機能に対する理解や、森林整備の重要性に対する認識が深まったことによって、森林施業計画に基づいた計画的、効率的な森林整備が促進されてきたところであります。

更に、作業道の整備によって、除間伐等を実施する際の経費の縮減が可能となりますことから、この事業の導入による直接的な効果は着実にあらわれているものと考えますと同時に、作業道の整備については、いずれも市内の事業所が受注しておりますことから、この事業の効果は、森林、林業の活性化はもとより、地域経済全体に及んでいるものと考えております。

また、平成18年度における実施の概要についてであります。今年、現対策5カ年の最終年度でもありますことから、各団地の代表者、運営委員の方々とも十分協議を行い、まずは、これまで事業の柱としてきた現況調査、区域の明確化、作業道の補修等をしっかりと継続実施をすることで、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮をさせ、環境の保全にもつながるものとなるように実施をしてまいりたいと考えております。

なお、平成19年度以降の本制度の継続と交付金の改善についての考え方ではありますが、国においては、平成19年度以降における本制度の継続を含めたあり方を検討するための検討委員会が開催され、見直しに向けた検討作業が始まっており、更に昨年12月には、各市町村に対して、本制度の効果と評価及び継続に係る調査が実施されておりますし、加えて、本市は昨年林業が基幹産業であります朝日町との合併によって、林業、林産業は、農業とともに基幹産業の中核をなすものでありますので、平成19年度以降においても、本制度は継続されるものと期待をしております。

また、現制度では、交付金の交付対象となる森林の条件が厳しいため、林齢の高い人工林や天然林のほとんどが対象外とされております。しかしながら、人工林における森林整備は、伐採の時期をこれまでの30年生から50年生などへと長期化する傾向にありますことから、長伐期施業を実施する森林が増えてきていることに加え、天然林では放置されたままの状態の森林も多いという状況にあります。

したがいまして、森林の有する有効な機能を持続的に発揮させていくためには、交付金の交付対象森林の範囲拡大が必要であるとの考えから、制度の見直しに当たりましては、これら今日的な森林施業体系に見合った改善が図られますように、国に対して申し入れを行っているところでもあります。

森林は、住宅資材や紙の原料など、私たちの生活に欠かすことのできない資源を循環し、供給してくれるばかりではなく、国土の保全や水資源の涵養、地球温暖化をもたらす二酸化炭素の吸収、貯蔵やレクリエーションの場、野生生物の生息、生育の場の提供など、多面的な機能を有している貴重な財産でありますことから、今後とも森林整備地域活動支援交付金制度の有効活用を図りながら、元気な山づくりの推進に今後とも鋭意努めてまいり所存であります。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、新規学卒者の就職状況と今後の対応についてお答えをいたします。

まず初めに、新規学卒者の就職動向に大きく影響いたします本市経済状況の分析についてですが、商工会議所等の中小企業景況調査や、旭川財務事務所の道北経済月報、更には本市の労働実態調査などを参考にしながら、総合的に判断し、分析いたしているところであります。

とりわけ、商工会議所等の本年1月の中小企業景況調査においては、製造業、建設業、卸し小売業、サービス業などの昨年下半年期の経営内容についての調査がされており、この内容として、前年と比較し悪化した、もしくは変わらないと回答した事業所が、好転したと答えた事業所を大幅に上回るなど、大変厳しい調査結果が報告されております。

また、本市の平成17年度の労働実態調査におきましても、売上額が恒常的に減少している、利幅が縮小している、更には、経営コストの増加が著しいなどといった切実な声が数多く寄せられているところであり、各事業所において、大変厳しい環境下での経営を余儀なくされている実情が明らかになっているところであります。

この主な要因といたしましては、今日的な経済環境と原油価格の高騰に伴う生産コストの上昇に加え、建設業においては、公共事業や民間住宅建設などの低迷、また卸し小売業やサービス業においては、商圈人口の減少と、旭川商圈などへの消費の流出、更には、同業者、大型店の競合などによる購買力、収益力の低下などが考えられます。

雇用情勢につきましても、全国的には回復基調にある中で、当地方におけます有効求人倍率は低迷が続いており、このように経済、雇用情勢ともに依然として回復の兆しはなく、今後の見通しにつきましても、各種の調査実績などから判断いたしますと、企業の安定経営を継続していく上で、大変厳しい状況が今後も続くものと推測いたしているところであります。

また、こうした厳しい経済環境下におけます市内3高等学校の就職状況についてであります。今日の新規学卒者の就職等の特徴的な動向といたしましては、特に、地元企業の長引く求人低迷に加え、企業は即戦力として職業経験豊富な労働者を中心に雇用する傾向にありますことから、新規学卒者進路状況打ち合わせ会議においても、やむなく進路希望を就職から進学へと変更する生徒が増えてきていることも伺っており、このため、就職希望者数は年々減少傾向にあるとともに、就職先についても、地元から旭川などの市外へとその割合が高まってきている状況となっております。

そこで、市内3高等学校新卒者の就職状況についてであります。本年2月末現在の就職希望者数は56人で、就職希望地別では、市内27人、道内27人、道外2人となっております。このうち内定を得た生徒は43人で、内定率は76.8%となっており、就職地別の内訳としては、市内22人、道内19人、道外2人となっているところであります。

内定率といたしましては、ここ数年同程度で推移いたしておりますものの、就職希望者そのものが減少している中での内定率でありますので、昨年同時期と比較いたしましても、実人数で15人の内定者が減少している実態となっております。このことは、地元で働きたくても働く場が減少してきていることなど、景気の回復に待つものが大きいだけに、一日も早い景気回復を強く望んでいるところであります。

したがいまして、今後の対応といたしましては、ただいま申し上げましたように、4月の就職時期を目前に控えたこの時期におきましても、今なお13名の生徒の就職先が未定となっておりますことから、残された期間、引き続き市内事業所に対し、採用計画の樹立が図られるよう求人要請に努めるとともに、ハローワーク、学校、商工会議所などとも連携を密にし、今後の求人企業と未就職者の動向を的確に把握しながら、なるべく早い時期に希望者の全員が円滑に就職できますよう、この対応に鋭意当たってまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 8番 谷口隆徳議員。

8番（谷口隆徳君）（登壇） 任期最後となります2006年第1回定例会において、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

糸魚小学校新築に係る通学路、学童保育の今後のあり方及び通学の安全確保についてお伺いをいたします。

既に糸魚小学校の新築については、基本設計も終わり、予算計上され、今年度と明年度にかけて建築工事が進んでいくものと思われま。既に現地視察などで御承知のことと思いますが、建築場所は、現在の糸魚小学校と大きく異なるところに建築されるわけでありま。

そこでまず、児童の通学路についてお伺いをいたします。

この移転建築に合わせて、施設使用開始と同時に通学路の確保が重要な課題であると考えま。移転するに伴い、現在まだ通学路の確定はしておりませんが、今までの通学路のように、民家及び商店街を通るというルートから、比較的人通りの少ない市道を通ることになるのではないかと推測しております。

朝日地域全体の交通体系から見た安全性の確保、更には、冬期間の歩道の確保など、現状では必ずしも十分でない不安な要素もあるように思いま。市道整備も含めて、今後教育委員会で児童・生徒の通学路の指定が行われることとなると思いまが、現時点での考え方を伺いたいと思いま。

次に、学童保育の今後のあり方でありま。

現在は、小学校近くのまなべーる内の施設において実施されております。ここは、学校の下校途中の近いところにあり、通所については子供たちが安全に通えるところで、保護者が心配なく通わせられる状況にありますが、このたびの移転により、現在の施設を使うとなると、小学校との距離が離れ、また通所に係る時間や交通路などの安全確保に不安を抱えることとなりますが、新築される学校内にこれらの施設を併用して活用、利用していくことができるのか。

今後の学童保育についてのあり方をお伺いいたします。

また、教育長の教育方針にもありましたが、さきの新聞報道などによると、市内地域についての児童・生徒の通学路については、学校を中心として自治会や各関係機関が連携して安全対策を講じていくとのことですが、特に近年の生徒の通学時での犯罪などから、全市的に予防措置が適切に講じられることが望まれますが、どのように考えているのかあわせてお伺いをいたします。

次に、危機管理等防災計画についてお伺いをいたします。

今年で、阪神・淡路大震災から11年が過ぎたわけであります。また、中越地震、更には日本海側の各地が近年にない豪雪に見舞われ、報道によりますと、雪おろし作業に従事した人たちに、140人を超える犠牲者が出ている現状であり、被災された方々に慎んでお見舞いを申し上げたいと思います。

本市を含む道北地方は、現在のところ地震や雪害など大きな被害もなく過ぎておりますが、しかし、今後この地域においても、どのようなことになるかわからない状態であります。災害に対する対応、予防は、日ごろから準備しなければなりません。

新市の建設計画の中にも、主要施策として、地域防災体制の確立が上げられておりますが、旧朝日町においても、防災計画を早期に策定することを要望し、昨年5月に道との協議を行い、防災計画ができましたが、合併という問題が起こり、合併により新市において防災計画が策定されることとなりました。ダムを抱え、山岳河川による自然災害なども想定され、合併によってより広域になりましたし、各機関、地域の連携も不測のないようにしていかなければなりません。

地域住民のための防災計画及び防災体制の強化は、全市的に安全な地域づくりを目指すために、早急に策定をする必要があり、住民と一体になった対応がこれからのまちづくりの基本であると思われまます。基本的な考え方を伺いたいと思います。

また、さきの臨時会において、斉藤 昇議員からの緊急質問にもありましたように、市内6小・中学校に係るシックハウス物質濃度測定の問題については、庁内危機管理体制にも問題があったように思われます。防災計画や体制のみでなく、組織機構などにかかわる人的な面においても、危機管理体制がしっかりと機能しなければ、住民の安全は守れないこととなりますので、その点についても改めて今後の対応についてのお考えをお伺いしたいと思います。

更に、昨日質問にもありましたが、防災緊急災害体制などの観点から、朝日地区の行政懇談会で、住民からの意見、要望がありました山間地における緊急連絡などの体制、特に観光などで多くの集まる岩尾内地域周辺において携帯電話が使えない状態であるので、使えるような措置を要望し、市長は検討いたしたいとお答えでありました。その後、どのような検討がなされたのか、現在どのようになっているのか、重ねてお伺いをいたしたいと思います。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えを申し上げます。

私から、防災計画と危機管理についての考え方と今後の対応に関する御答弁を申し上げまして、携帯電話の使用と、糸魚小学校新築にかかわる通学路等につきましては、朝日総合支所長並びに教育委員会の方からそれぞれ答弁をしていただきます。

谷口議員のお話のとおり、この地方では、大きな地震や災害などは少ない地域と言われておりますが、特に昭和50年には、激甚災害指定となるほどの大きな災害が発生しております。その後におきましても、幾度かに当たり大雨による災害が発生をしており、また平成16年には、大雨にはならなかったものの、台風16号の暴風による大きな被害を受けたところでございます。全国的に見ましても、近年は頻繁に地震が起きていますし、局地的な大雨で甚大な被害も毎年のように発生しており、この地方におきましても、災害に備えることは大変重要なことと考えます。

これらの災害に備えます地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたる計画的かつ迅速、的確に実施するために定めるものでありまして、合併前の両市長の防災計画は、土別においては平成9年に、朝日町におきましては平成17年に策定されております。

そこで、新市の防災計画について申し上げますと、土別市の防災計画につきましては、平成9年につくられてから相当の年数が経過をしておりますことで、改定について検討してまいりましたが、合併協議の中で、朝日町の計画が今日的な考え方に立って策定されていることから、新市におきましては、朝日町の計画を基本に、新たな地域防災計画を策定いたす考えであります。

策定に当たりましては、合併により行政面積が拡大し、地域内には、岩尾内ダム、天塩岳なども包含いたしておりますので、関係機関との連携をより一層深めるとともに、地域と密接した防災体制に取り組むため、自主防衛組織の立ち上げや防災ボランティアについても検討し、関係機関、住民が一体となった防災体制の構築が図られますように、計画策定に努めてまいりたいと思います。

また、計画の策定期間につきましては、計画案策定に一定の期間を要すること、更には、都道府県地域防災計画との整合性から知事の協議も要することになっており、平成18年度中に策定をしまいたいとは考えております。

次に、市内の6つの小・中学校におけるシックハウス物質濃度測定に係る庁内の危機管理体制についてお尋ねがございました。シックハウスにつきましては、健康医療環境など、広い分野にかかわる問題でありますことから、本市におきましても、この対策を検討する場として、庁内に各部を横断して情報の収集や交換、あるいは市民からの相談の窓口としてシックハウス対策会議を設置し、対応に当たっております。

このたびのシックハウス物質濃度測定ミスに関しては、業者との連携のあり方、更には、結

果報告のあり方などに不十分な対応があった中で、庁内における情報伝達のあり方などにも課題を残した結果となり、深く反省をしなければならないものと考えております。さきの総務文教常任委員会でも報告させていただきましたように、今回の現時点でできる最善の対策を講じてまいるとともに、今後におきましては、こうした情報の速やかな伝達などを中心に、対策会議の機能を高め、万全の体制を築くべく努力をしてまいります。

更に、組織機構などにかかわる人的な面での危機管理体制につきましては、各課あるいは各部において、連絡体制が組まれておりますので、これらの機能が十分に発揮されますように、また日常の業務に際しましても、常に報告、連絡、相談を励行し、危機管理に当たってまいりたいと思っております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君）（登壇） 私から、携帯電話の使用できる地域の拡大について及び学童保育のあり方について答弁を申し上げます。

まず、防災、災害緊急体制などの観点からの携帯電話の利用に関してのお尋ねがございましたが、さきの粥川議員の御質問に対し、瀧上助役から答弁申し上げたとおり、多くの課題を抱えている状況にあります。

しかしながら、谷口議員のお話にもありましたように、これまでは地震などの大きな災害に見舞われなかったことの地域であります。いつ、どのような災害が起こるかわからない状況にあることは申し上げるまでもなく、災害時の情報伝達や安否確認に、携帯電話は極めて大きな役割を果たす手段であり、更に自宅から離れた農地でも携帯電話を使用することができたり、本市の代表的観光地である岩尾内湖などで携帯電話が使用可能となれば、万が一の事故などにも素早い対応がとれることとなりますことから、粥川議員にもお答えしたとおり、特に岩尾内地区での携帯電話の使用について、今後においても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育のあり方についてのお尋ねがありました。

朝日地区における学童保育事業は、昭和48年から、当時の母と子の家を活用し、指導員を配置し、実施してきたところであります。母と子の家の老朽化に伴い、開拓期から郷土発展に用いられた資料の収蔵を展示する郷土資料室を初め、放課後児童対策などのできる利用を目的に、中山間地域総合整備事業により、活性化施設として、平成12年、まなべーるを建築し、同年12月から学童保育を移転し、現在に至っております。

お尋ねのありました新築される糸魚小学校における学童保育の併用につきましては、計画に学童保育の利用を組み入れておりませんし、まなべーるの建築経緯がありますことから、今後特別な状況の変化がない限り、現在の施設を利用し、実施していく考えであります。

糸魚小学校の移転に伴い、学童保育へ通所する子供たちにとりましては、距離が多少遠くなりますが、安全対策につきましても、従来どおり、保護者、学校及び指導員が連携をとるとともに、地域の方々の協力を得ながら、安全確保に努めて運営してまいりますので、御理解賜り

たいと存じます。

以上申し上げます、答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から、糸魚小学校の新築に係る通学路及び登下校時の安全保護対策についてお答え申し上げます。

最初に、登下校時の安全対策についてでございますが、全国各地で小学生が下校時に犠牲となる痛ましい事故が相次ぎ、土別市内においても依然として不審者情報が多数寄せられている現状でございます。

こうした中で、警察防犯協会、子ども110番の家等の関係機関と連絡体制をより強化するとともに、情報の共有化を図るために、本年1月、不審者対策等連絡会議を立ち上げるなど、学校、家庭、地域が連携をしながら、登下校時におけるさまざまな取り組みを実施してきたところでございます。

具体的には、校区内の危険箇所を把握するため、市街地区において中央地区安全マップを作成し、配布しているほか、学校、PTA等が中心となり、登下校時のパトロールや集団による下校を実施してまいりました。また、小規模校においては、登下校時に極力児童・生徒を1人にしないといった観点から、定められた通学路を可能な限り複数の子供で登下校するよう指導いたしております。

教育委員会といたしましても、全校に対し、通学路における児童・生徒の安全確保についての文書や、警察からのさまざまな情報をメールで逐次発信するとともに、巡回用の防犯パトロールたすきを配布するなどの対策のほか、現代社会においては、子供みずからが自分を守るといった観点から、危機予測や回避能力などの安全対応能力が求められておまして、警察や防犯協会の協力を得ながら、各学校において工夫を凝らした防犯教室の開催や、教職員によるさすまたを使った防犯訓練を実施するなどの対策を講じているところでございます。

更に、朝日地区の取り組みについてでございますが、学校、PTAにおきまして、登下校時の街頭指導のほか、防犯協会など関係機関との連携や、市街地区の公共施設や個人商店、農協支所、診療所など27カ所に子ども110番の家をお願いするなど、ステッカーの配布や保護者への周知を含め、地域ぐるみで安全保護対策に努めているところでございます。

次に、糸魚小学校新築に伴う通学路の安全確保についてのお尋ねでございますが、現在、糸魚小学校及び朝日中学校の通学路につきましては、児童・生徒の安全性を考え、学校ごとにそれぞれの指定を行っております。

糸魚小学校の改築後の通学路の変更につきましては、今後小学校が指定することになりますが、平成18年度、19年度の2カ年で、南大通りの補修時に合わせまして、児童の安全を確保するため、歩道の片側拡幅を含め整備を行う計画であり、より安全性の高い通学路を確保してまいりたいと考えております。また、通学路の冬期間の歩道の確保につきましては、除雪対策など関係部局と十分協議し、交通安全対策を含め、通学に支障が出ないよう対策を講じてまいり

たいと考えております。

児童・生徒の安全確保につきましては、今後とも学校、家庭、地域との密接な連携・協力が不可欠でありまして、現在自治会、防犯協会において取り組みをいたしております「地域の目と声をください運動」の全市的な展開がなされることを期待するものであります。

教育委員会といたしましても、警察や関係機関と連携を密にし、児童・生徒の安全確保に向けた対策や体制の整備を図るとともに、子供の安全対応能力の向上を目指し、安全教育の推進に一層の努力をしていく所存でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時43分 散会）